

門真市環境基本計画

平成 27 年 3 月

門真市

はじめに



本市は大阪府の東北部に位置し、かつては、河内屈指の穀倉地帯で、河内れんこんが特産物でありましたが、経済成長に伴う急激な都市化により地域の姿が一変し、農村地帯から住宅・産業都市へと移行しました。

現在では、東大阪工業地帯の中軸として極めて重要な位置を占めるとともに、優れた鉄道・道路網が整備されたアクセス性の優れた都市として発展しています。

一方で、急激な都市化により、大気汚染、水質汚濁、騒音などの住環境の悪化等様々な環境問題が発生していましたが、近年では、廃棄物抑制、低炭素社会の構築など、地球規模での環境問題も顕著化するなどしており、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みが急務となっております。

このような中、平成25年10月に、環境の保全及び創造に関する理念を定めた「門真市環境基本条例」を制定いたしました。

本計画は同条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的に推進するための方向性等を定めるために策定したものであり、めざすべき環境像を『未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真』としております。

今後は本計画に基づき、先人から受け継いだこの環境を、より良くして次世代の子ども達にバトンタッチできるように市、市民、事業者が協働により、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

門真市長 園部 一成

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 門真市環境基本計画の位置づけ	1
2. 環境基本計画策定の背景	2
3. 計画の期間	4
4. 対象とする環境の範囲	4
5. 対象地域	5
6. 市・市民・事業者の役割と責務	5
第2章 環境の現状と課題	8
1. 市の概況	8
2. 環境分野の社会潮流	14
3. 門真市の環境への取組の現状と課題	16
第3章 望ましい環境像と目標	31
1. 環境像	31
2. 環境像実現のための目標と環境指標	32
第4章 目標達成のために取り組むこと	33
1. 環境学習の推進	34
2. 低炭素社会の構築	37
3. 循環型社会の形成	41
4. 生活環境の保全	45
第5章 重点的に取り組むべき施策 リーディングプロジェクト	49
第6章 計画の着実な推進に向けて	53

資料編	56
1. 策定経過	57
2. 門真市環境基本条例	59
3. 門真市環境審議会規則	63
4. 門真市環境審議会委員名簿	64
5. 門真市環境審議会諮問・答申	65
6. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ設置要綱	68
7. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ参加者名簿	69
8. 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱	70

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 門真市環境基本計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年（2013 年）10 月 1 日に施行した門真市環境基本条例に基づき、門真市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、平成 27 年度（2015 年度）以降、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

門真市環境基本条例 環境基本計画

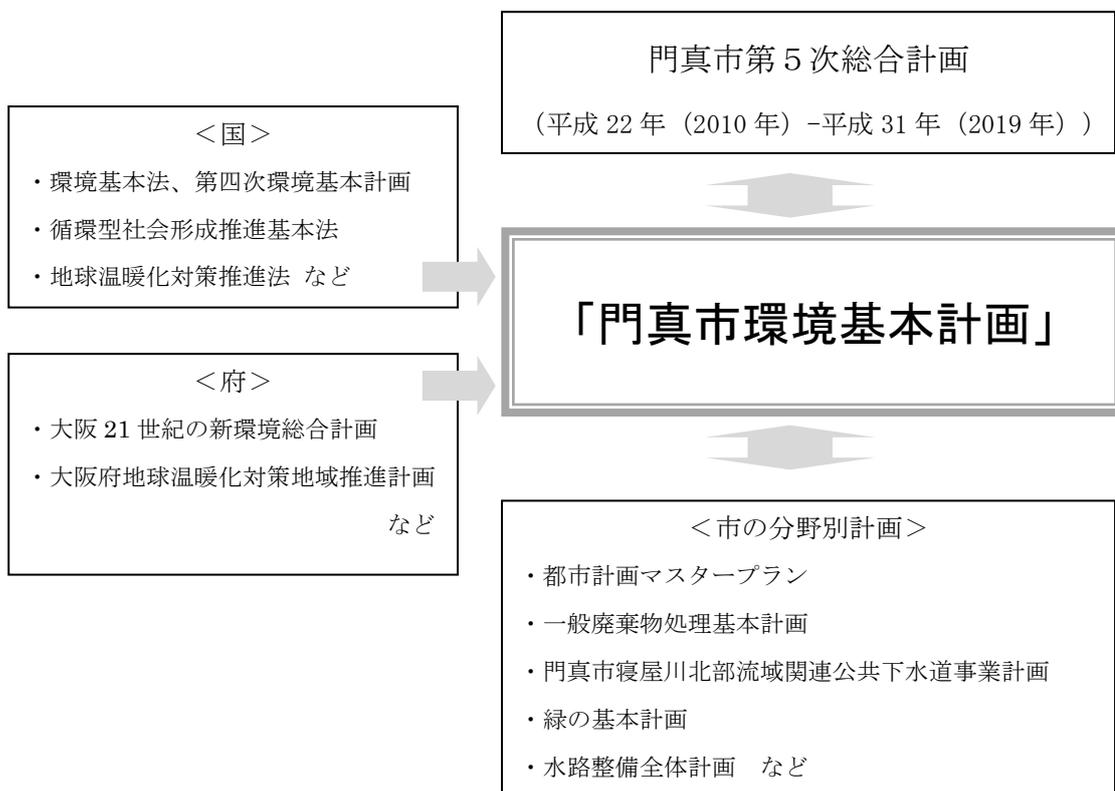
第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

また、本計画は、環境政策における総合的な計画であり、門真市第 5 次総合計画の理念、目標を環境面から実現するための計画です。国や府の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。



2. 環境基本計画策定の背景

(1) 計画を取り巻く社会潮流の変化

- これまでのような資源の大量消費に支えられた快適で便利なライフスタイルや社会構造を見直し、省資源で環境に負荷をかけない持続可能で真に豊かな社会の構築が一層求められています。
- 環境に関連する法律等の整備（国環境基本計画の改定、地球温暖化対策推進法の改正、生物多様性基本法・生物多様性地域連携促進法・都市の低炭素化の促進に関する法律の制定など）が進んでいます。

(2) 上位計画や関連計画の策定・改定等の動き

- 市の最上位計画である門真市第5次総合計画（平成22年（2010年）策定、平成27年（2015年）3月改定）のほか、各分野の計画が策定されています。
- 環境関連分野では、門真市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として門真市エコオフィス推進計画や、門真市緑の基本計画等があげられます。

【門真市第5次総合計画(改定版)】 (H27~H31)

「人・まち"元気"体感都市 門真」 (H22.3~)

○元気：人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち

○人：みんなが活躍しているまち

○まち：未来の発展につながるまち



持続可能なまちづくりへ

●6つの基本目標を設定

基本目標6：環境と調和し産業が栄える活力のあるまち

●第6章の構成

第1節 人や環境にやさしい美しいまちをつくります

- 1 物を大切に作る循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります
- 2 緑あふれる美しいまちをつくります

(3) 環境に関する取組の進展

- 本市では、門真市エコオフィス推進計画に基づき、市の事務・事業に伴い発生する二酸化炭素（以下「CO₂」とする）などの温室効果ガスの排出を抑制する取組を行っています。

第2期エコオフィス推進計画では平成17年度（2005年度）のCO₂排出量を基準として、平成23年度（2011年度）のCO₂排出量は基準年比10.2%減を達成しました。

- 門真市都市計画マスタープランの基本理念の1つである「定住魅力の高い都市づくり」という方針のもと、環境にやさしく、水・緑と美しい景観を魅力とする都市づくりを進めています。

計画を取り巻く 社会潮流の変化

- 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来
- 低炭素社会・循環型社会への社会的要請の高まり
- 生物多様性保全への要請
- 環境学習推進への要請
- 市民、事業者の地域づくりへの参加、協働の拡大
- 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取り組みの拡大
- 安全が確保された社会の形成への要請 など

上位計画や関連計画の 策定・改定等の動き

- 門真市第5次総合計画の策定（平成22年（2010年））
- 門真市一般廃棄物処理基本計画の策定（平成22年（2010年））
- 門真市都市計画マスタープランの改定（平成24年（2012年））など

市の環境に関する 取組の進展

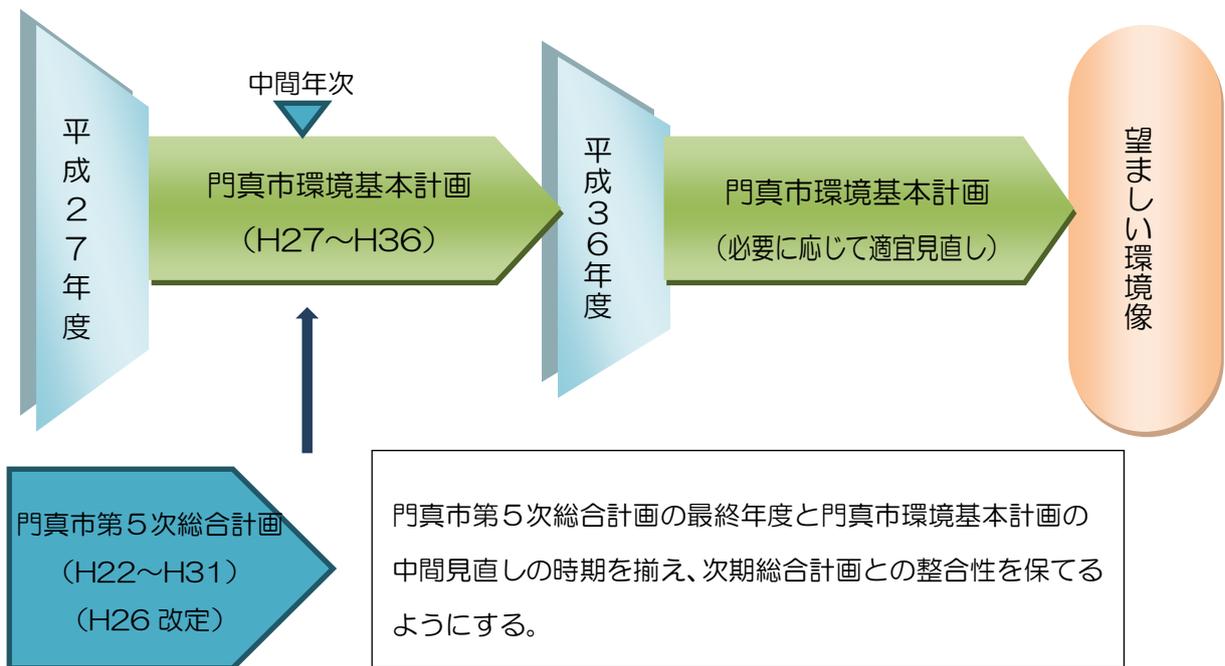
- 市の行う事務事業に関して門真市エコオフィス推進計画を策定
- 門真市都市計画マスタープランに基づき、環境にやさしく、水・緑と美しい景観を魅力とする都市づくりを推進している など

3. 計画の期間

門真市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、本市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

初年度を平成 27 年度（2015 年度）、目標年度を平成 36 年度（2024 年度）とする 10 年間を計画期間とします。

取組の進捗状況を把握の上、中間年次（平成 31 年度（2019 年度）を予定）で取組の点検・評価を行った上で、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。



4. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、概ね以下のとおりとします。

表 1-1 計画の対象となる環境の範囲

地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど
生活環境	景観・美化、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物など
自然環境	生物多様性の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど

5. 対象地域

本計画の対象地域は、門真市の全域とします。ただし、他地域より越境する汚染物質への対応など、本市単独では解決が容易でない問題については、国及び他の地方公共団体との連携を図ります。

6. 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のように地球規模の問題や、生物多様性の保全といった原因の追求やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題がみられます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の3者が目指す環境像や取組の方向性を共有し、互いの得意、不得意を理解し、協力する必要があります。

(1) 市の役割と責務

- 取組の成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援を行います。
- 施策の策定や事業の実施にあたっては、関係部署と連携を取りながら進めるとともに、環境負荷の低減や自然環境の保全など環境の視点をできる限り組み込みます。また、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携を図ります。

門真市環境基本条例 市の責務

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

(2) 市民の役割と責務

- 自らの日常生活が門真市の環境ひいては地球環境に影響を与えていることを認識し、環境負荷の低減に努めます。
- 地域の環境保護活動に参加するなど、身近なところから環境問題への対応や解決に主体的に取り組みます。

門真市環境基本条例 市民の責務

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

(3) 事業者の役割と責務

- 自らの事業活動が門真市の環境ひいては地球環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 地域の一員として市内環境の向上に努めます。
- 商品の製造、販売、廃棄などの各段階において環境負荷を最小限にとどめるよう努めます。
- 時代のニーズを踏まえながら、環境を意識した事業活動により、環境と経済の共生を目指します。
- 公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講じましょう。事業活動によって市民の健康や生活環境について紛争が生じたときは、誠意をもってその対応と解決に当たります。

門真市環境基本条例 事業者の責務

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

【市、市民、事業者の役割と責務】

市民

- 日常生活での環境負荷の低減に努める
- 環境の保全と創造に取り組む
- 施策に協力し、市・事業者との協働を推進する

事業者

- 公害を防止し、環境の保全と創造に取り組む
- 事業活動に係る製品等や再生資源の利用等により環境へ負荷を低減する
- 施策に協力し、市・市民との協働に努める

市

- 地域の特性に応じた環境の保全及び創造にむけた計画的かつ総合的な施策を策定し推進する
- 国や他の地方公共団体と連携するとともに、市民・事業者との協働を推進する

第2章 環境の現状と課題

1. 市の概況

(1) 位置・地勢

●大阪中心部からのアクセス性に優れ、東大阪工業地帯の重要な位置を占めています

- 大阪府の北東部にあり、市域は東西 4.9 km、南北 4.3 km、面積は 12.30 km² とコンパクトな市域です。本市の全域が平坦地であり、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。
- かつては水路が市域を縦横にめぐり水運に恵まれた穀倉地帯で、農作物の豊かな地域でした。現在は土地利用が変わり、農地や水路は大きく減少しましたが、「河内れんこん」や「くわい」は今も本市の特産物として知られています。
- 本市は高度成長期に人口が急増し、合わせて大阪市の中心部に近いことから、産業都市へと移行しました。本市から東大阪市や八尾市までは工場が多数立地し、大阪府の内陸部に広がる東大阪工業地帯の重要な位置を占めています。
- 現在、市域のほとんどは市街化区域となっており、公共交通機関や道路網も充実していることから、アクセス性の優れた都市となっています。

門真市の位置

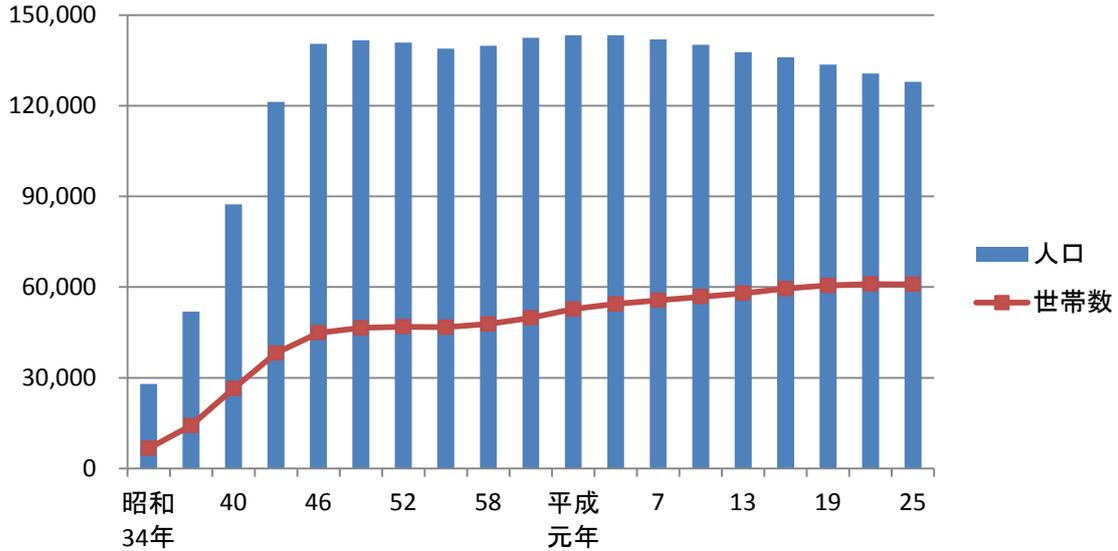


(2) 人口

●人口が長期的に減少傾向にあり、少子高齢化が進みつつあります

- 本市の人口は高度成長期に激増しました。昭和40年代後半（1970年頃）からは横ばいになり、平成4年（1992年）頃から微減の傾向にあります。一方、世帯数は増加を続けています。

人口及び世帯数

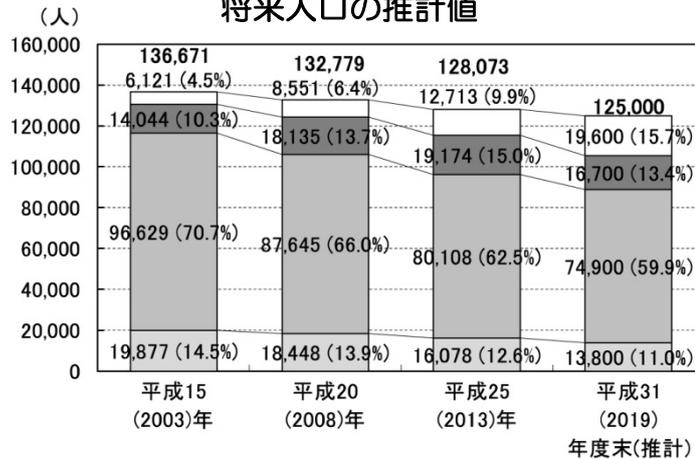


※各年10月1日の住民基本台帳人口及び世帯数（平成23年度以前は住民基本台帳人口に外国人登録人口を加えた数）

資料：門真市統計書

- 本市の将来人口は、平成31年度（2019年度）末に12.5万人の見込みです。その内65歳～74歳が13.4%、75歳以上が15.7%を占め、高齢化が進むとされています。

将来人口の推計値



基準人口：平成25（2013）年4月1日の住民基本台帳及び外国人登録人口
 推計方法：国立社会保障・人口問題研究所が「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」で公表している仮定値※を用いたコーホート要因法による推計

※仮定値：子ども女性比、0～4歳性比、生残率、純移動率

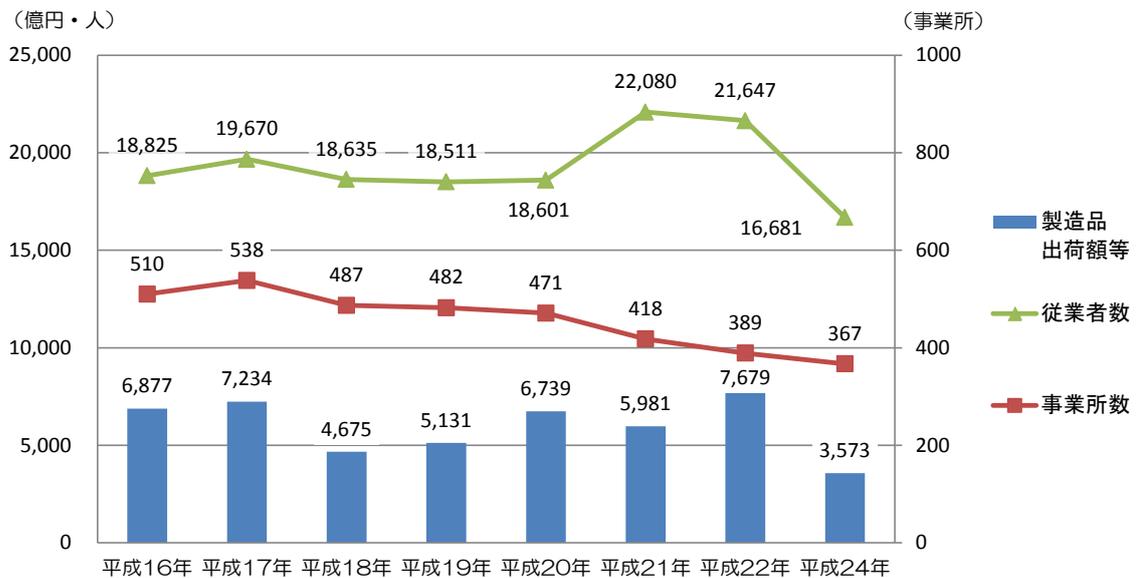
資料：門真市第5次総合計画

(3) 製造業

●産業構造の転換により、本市の基幹産業である製造業は大きな影響を受けています

- 本市の製造業は、大正時代から昭和初期にかけて、現在まで続く工場が立地したことから始まりました。その後、本市の製造業は拡大を続け、基幹産業としての役割を果たしています。一方、近年は産業構造の転換に伴い、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存が高まった結果、事業所数が減少を続けているなど、製造業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 本市製造業の年間製造品出荷額等の総額は、年による増減が大きいものの、平成22年までは4千～8千億円程度と府内でも上位に位置します。また、従業者数も変動が大きいものの、概ね2万人前後が市内で働いています。
- このように、本市の製造業は、今後も大きく変わりゆくことが予想されるものの、今後も基幹産業としての位置を占め続けると想定されます。

製造業の年間製造品出荷額等、事業所数、従業者数の推移



※平成23年(2011年)は調査が実施されていません。

※各グラフとも従業者数4人以上の事業所の数値についてのみ計上したものです。

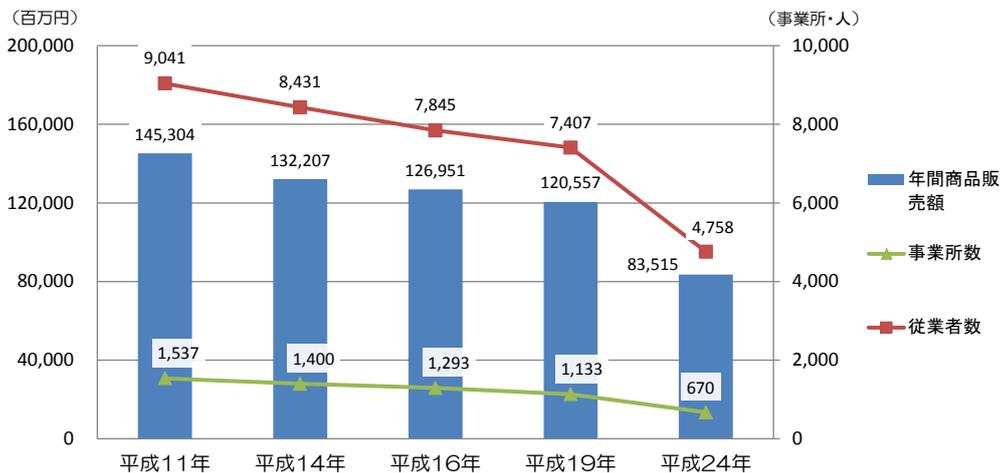
資料：大阪府統計年鑑および門真市統計書(各年12月末現在)

(4) 商業

●市内の小売業は厳しい競争にさらされており、販売額は減少傾向にあります

- ・ 規制緩和や価格競争の激化などにより厳しい競争にさらされている小売業の年間販売額は減少傾向にあります。

小売業の年間商品販売額



資料：門真市統計書（平成11年～19年まで商業統計調査、平成24年は経済センサス-活動調査
なお集計対象が異なるため、平成19年以前と平成24年の直接の比較はできません。

(5) 農業

●都市化の進展により、農地面積の減少と担い手不足が進んでいます

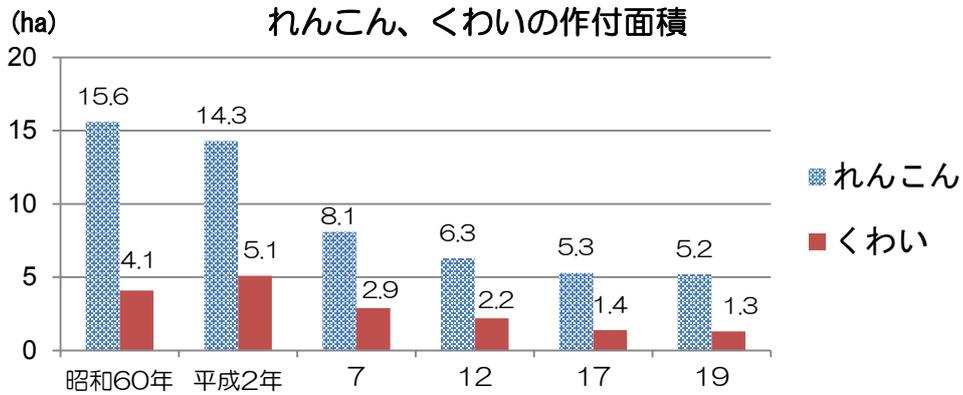
- ・ 都市化の進展により、市内の田畑の面積は、田、畑とも減少しています。
- ・ 農家戸数は平成17年（2005年）で193戸、平成22年（2010年）で174戸となっており、担い手不足が懸念されています。

市内の田畑の面積と農家戸数



資料：固定資産税概要調査（田畑面積）、門真市統計書（農家戸数）

- れんこん、くわいの作付面積は、昭和60年（1985年）の15.6ha（れんこん）、4.1ha（くわい）から、平成19年（2007年）の5.2ha（れんこん）、1.3ha（くわい）と、おおよそ20年間で1/3に減少しています。

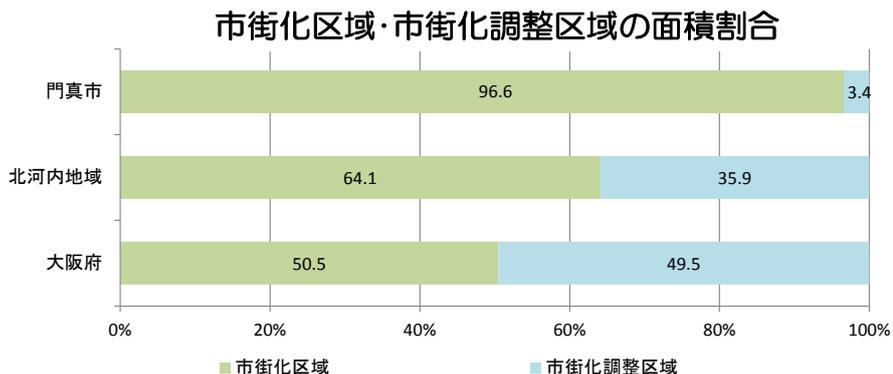
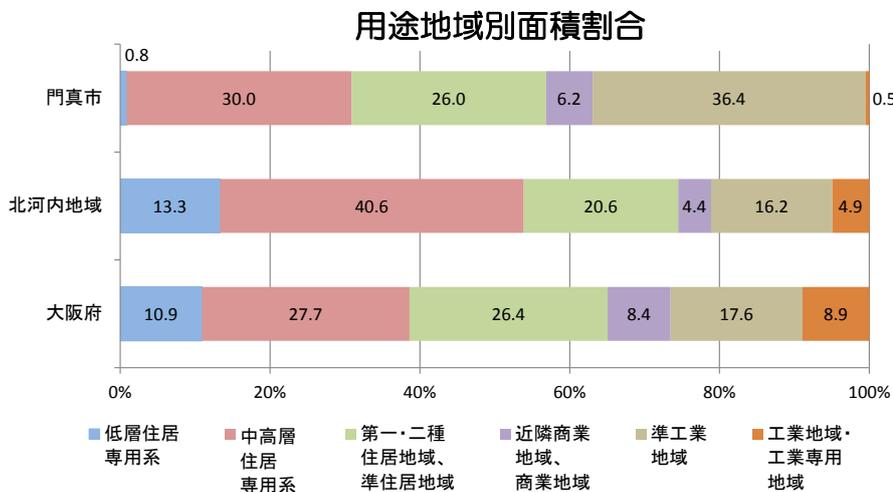


資料：門真市産業振興ビジョン

(6) 土地利用の面積割合

●市域のほとんどが市街化されており、準工業地域の割合が高くなっています

- 市内に工場が多数立地していることもあり、低層住居専用系の割合が低く、準工業地域の割合が高くなっています。
- 市域のほとんどが市街化区域に指定されています。



資料：都市計画年報（平成24年（2012年）3月末現在）

(7) 交通網の整備状況

●7つの駅が立地し、優れた道路網が整備され、利便性に優れています

- 一般道路では国道163号、大阪中央環状線及び国道1号バイパスに加え、高速道路についても、近畿自動車道、第二京阪道路が通り、優れた道路網が整備されています。
- 市内の乗用車登録台数は微減の傾向にあります。
- 鉄道は京阪電鉄本線、地下鉄長堀鶴見緑地線、大阪モノレールが通り、7つの駅が立地し、利便性は高いです。一方、鉄道の乗降客数を見ると、京阪電鉄は減少傾向にあり、大阪モノレールと大阪市営地下鉄は横ばいです。
- バスは、京阪バスが5路線、近鉄バスが1路線あります。
- 門真市内は起伏が少なく平坦で、自転車での移動に適しています。



注1) 京阪電鉄は市内5駅の乗降客数の合計で、大阪モノレールは年間の乗降客数を日数で除した値。
大阪市営地下鉄は、交通量調査の結果であり、平成18年以前は未調査。

2) 乗用車は市内で登録されている普通車、小型車、軽自動車の乗用車の計。

資料：門真市統計書、大阪府統計年鑑

市内の交通網



2. 環境分野の社会潮流

- 地球温暖化問題に対応するため、平成4年（1992年）に気候変動枠組条約が、そして平成9年（1997年）に京都議定書が採択されました。日本政府は平成14年（2002年）に京都議定書を批准しました。
- 平成20年（2008年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年（2012年）には「都市の低炭素化の推進に関する法律（通称：エコまち法）」が公布され、低炭素なまちづくりに向けた取り組みが進められています。
- 化石燃料系資源の枯渇や地球温暖化等を背景として太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発、利用が推進されています。特に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年（2012年）7月に開始されて以降、太陽光を中心に再生可能エネルギー発電（利用）が増加しています。
- 平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を境に、国は、震災前のエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しを含めた環境政策の見直しを進めています。また、国民や企業の意識が変わり、省エネルギー、特に節電の取組が積極的に展開されています。
- 化石燃料系資源にとどまらず希少金属等の天然資源の枯渇が懸念されています。また環境配慮が十分なされないなかでの開発途上国の急速な経済発展に伴い、開発途上国においても資源消費及び廃棄物の発生量の急増がみられます。
- このような状況のなか、「もったいない」が国際語となったように、地球的規模で大量の資源・エネルギーを消費している現代社会のあり方を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直していく、価値観や意識の大きな変化がみられます。
- 環境問題の解決には、環境学習を通じた環境問題の認識や問題発生の変因の把握、解決に向けた具体的な行動計画の策定、評価活動に関する知識、技術の修得が必要です。
- 学習指導要領に、持続可能な社会の構築の観点盛り込まれたほか、平成24年（2012年）10月に環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が施行されました。

■門真市における環境施策の移り変わり

環境問題・課題の移り変わり



門真市の環境施策の移り変わり

S47 門真市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定

S48 門真市生活環境基本条例の制定

H5 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の制定
(門真市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正)

H6 門真市一般廃棄物処理基本計画の制定

H11 門真市一般廃棄物処理基本計画の改定

H13 門真市美しいまちづくり条例の制定

H13 第1期門真市エコオフィス推進計画の制定

H16 門真市一般廃棄物処理基本計画の改定

H19 第2期門真市エコオフィス推進計画の制定

H21 門真市一般廃棄物処理基本計画の改定

H24 第3期門真市エコオフィス推進計画の制定

H25 門真市環境基本条例の制定

3. 門真市の環境への取組の現状と課題

門真市では市、市民、事業者がさまざまな環境への取組をしています。低炭素社会の構築、循環型社会の構築、生活環境の保全そして環境学習の展開の観点から取組の現状と課題を整理します。

(1) 低炭素社会の構築

1) 市の温室効果ガスを抑制する取り組み

- 門真市エコオフィス推進計画に基づき、市が行う事務・事業に伴う温室効果ガス抑制の取り組みを進めています

門真市は平成 13 年(2001 年)2 月に門真市エコオフィス推進計画を策定しました。そして、市が行う事務・事業に伴う CO₂ 排出量を抑制するため、平成 19 年(2007 年)4 月に第 2 期エコオフィス推進計画を策定しました。平成 24 年(2012 年)6 月に第 3 期門真市エコオフィス推進計画を策定し現在も継続して地球温暖化対策を推進しています。

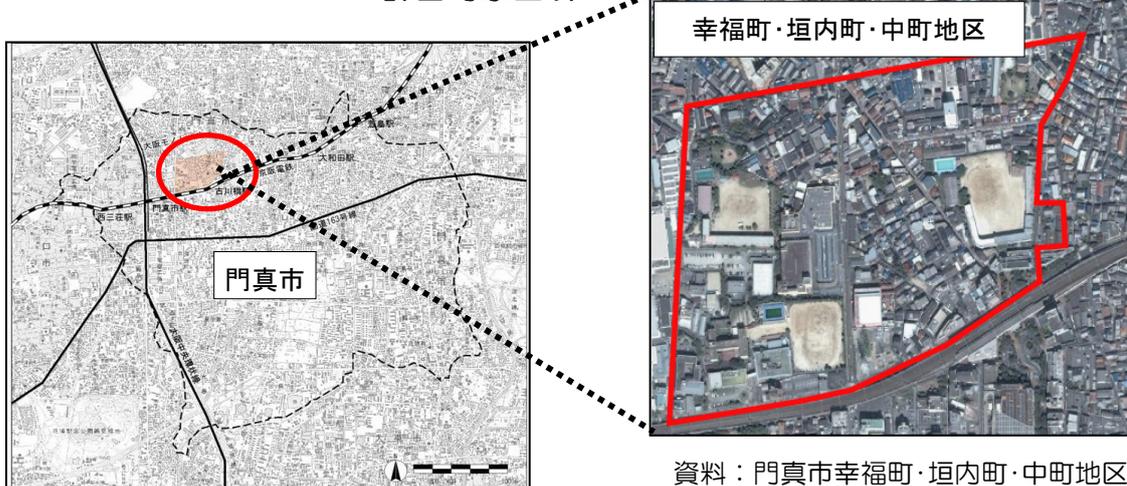
2) 住民、産、官、学が一致協力した低炭素型まちづくり

- 門真市幸福町・垣内町・中町の低炭素タウン推進(門真市幸福町・中町まちづくり基本計画)により住民、産、官、学が一致協力した低炭素型まちづくりを進めています

京阪古川橋駅に近い、幸福町・垣内町・中町地区は、密集市街地です。現在、その解消に向け、市街地としては大規模な区画整理を伴う 22.7ha の新たなまちに更新する市街地整備に取り組んでいます。

また、同地区では街の再生を期に、持続可能な低炭素地域づくりを目指し、その実現に向けて、地域住民をはじめ、門真市、民間事業者などの参画を得て門真市幸福町・垣内町・中町低炭素タウン推進協議会を設立し低炭素型まちづくりガイドラインを策定しました。それに基づき、住民、産、官、学が一致協力した取り組みを進めています。

計画対象区域



資料：門真市幸福町・垣内町・中町地区

低炭素地域づくり計画

3) 府営住宅の環境配慮

●安全・安心な暮らしと低炭素化をめざした住居環境の確保を推進します

大阪府と門真市は平成 25 年（2013 年）6 月に大阪府営門真住宅まちづくり基本構想を策定しました。

大阪府営門真住宅まちづくり基本構想において、課題として「今後の低炭素社会や新たなエネルギー社会の構築のため、環境に配慮したまちづくりを検討する必要がある」としています。また、まちづくりの方向性「①安全・安心で地域の活力と魅力向上のための住環境づくり」において「環境への配慮や地域の活力と魅力を向上させるまちづくりに寄与する土地利用を図る」として、安全・安心な入居者の暮らしと低炭素化をめざした住居環境を確保する取組を推進しています。

【低炭素社会の構築に向けた課題】

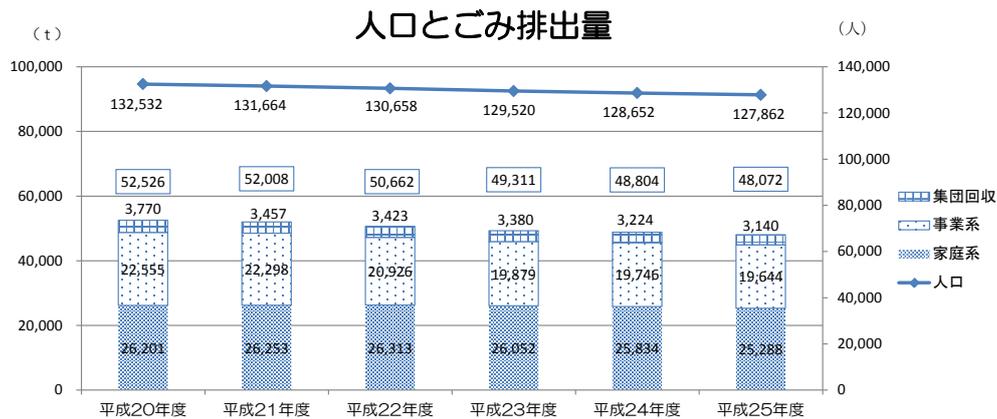
- 密集市街地など市内で開発・整備等が実施される際には、エネルギー管理の観点や再生可能エネルギーの活用促進など、低炭素型まちづくりを具体化していくことが重要です。
- 環境に配慮してライフスタイルや事業活動について、省エネ行動の普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及など意識啓発や環境負荷を低減させる交通環境の整備が求められています。
- 国・府の動向及び社会情勢等を注視し、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減に引き続き取り組むとともに、市内の事業所における環境関連産業の育成や環境経営への支援など、環境と経済発展の両立を目指した環境ビジネスを発展させるための取り組みが求められています。

(2) 循環型社会の構築

1) ごみの排出量の概況

●家庭系ごみ、事業系ごみともに減少しています

- 平成25年度（2013年度）のごみの排出量は、図に示すように、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計で約4万8千tです。
- 排出量のうち、集団回収量を含む家庭系ごみが約59%、事業系ごみが約41%です。
- 家庭系ごみ、事業系ごみともに、ごみの排出量が減少しています。また、集団回収を合わせた合計では、5年間で約8%（約4千t）減少しています。

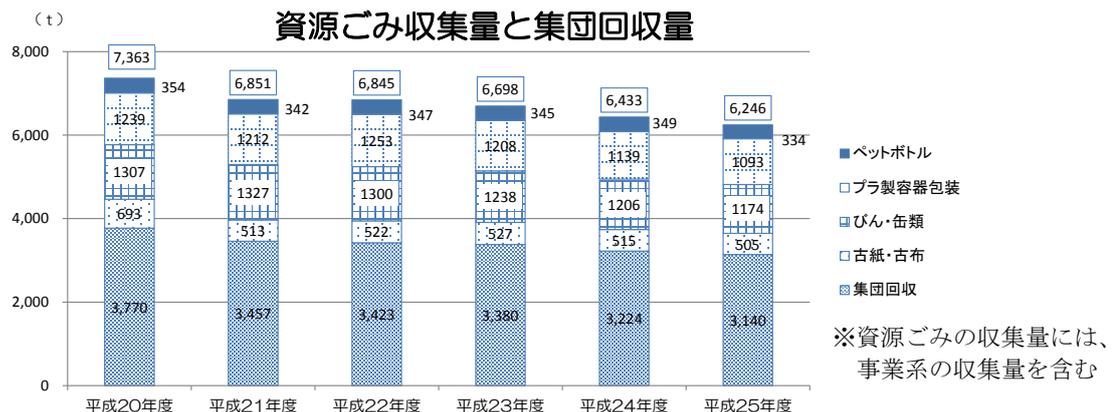


資料：門真市統計書（各年10月1日現在の住民基本台帳法に基づく数値。
平成23年度以前は住民基本台帳に外国人登録人口を加えた数）

2) ごみ減量・資源化の取組

●地域の集団回収や分別収集による資源化を進めていますが、ごみの減少に伴い、資源化量も減少傾向にあります

- 本市では、ごみ減量・資源化に関して、次ページに示すような取組を行っています。
- 市民等による資源化量（びん・缶、ペットボトル・プラスチック製容器包装等の資源ごみ収集量と集団回収量の合計）は、インターネットの普及による古紙の減少などの理由により、微減の傾向にあります。
- 集団回収の促進のため、集団回収の実施団体に奨励金を支給しています。
- その他にも、ごみ減量・資源化に関して、次ページに示す取組を行っています。



資料：門真市資料

ごみ減量・資源化の取組状況

区 分	事 業 名	事 業 内 容
出版物による啓発	環境学習用啓発冊子の作成（小学生対象）	クリーンセンターの焼却施設・リサイクルプラザの役割等の学習用として配布
	ごみ啓発用リーフレット作成	ごみ減量のための手引き書として作成し、啓発活動時に配布
リサイクル教育の推進	環境学習推進事業	環境学習及びリサイクルプラザの見学等
	リサイクルプラザ事業運営業務	循環型社会の実現に向けた情報・活動の拠点としての活用。リサイクルの実践の場としてのリサイクルプラザにおける再資源化活動
リサイクルの推進	再生資源集団回収奨励金制度	再生資源集団回収の普及促進を図るため回収団体に対する奨励金
その他	美しいまちづくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体に対し、清掃用具等の支援

【循環型社会の構築に向けた課題】

- ・ ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後とも、継続的かつ積極的に、市民の3R活動をみんなで支える仕組みを確立することが重要です。
- ・ 事業所から排出されるごみの再資源化の促進など、排出者責任の浸透と事業者の自主的なごみ減量を促進することが重要です。
- ・ 一般廃棄物処理の効率化を含む、循環型社会に資する一般廃棄物処理システム等について検討する必要があります。

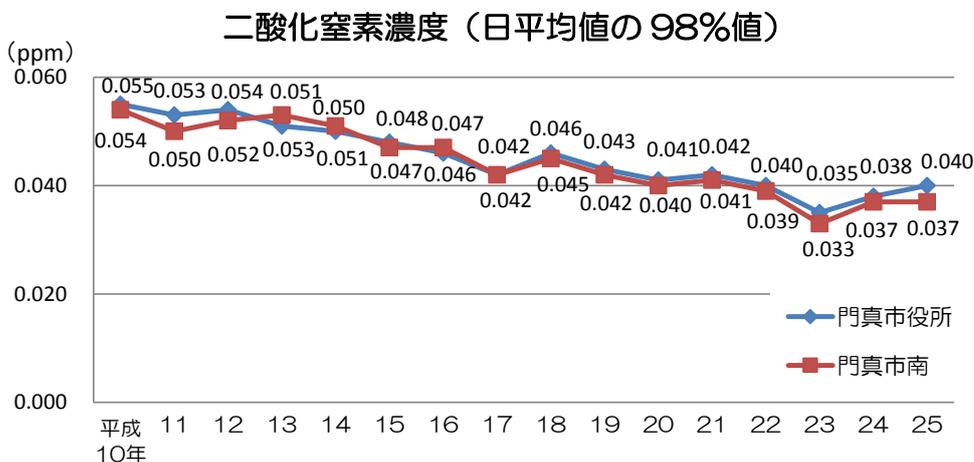
(3) 生活環境の保全

1) 大気汚染の概況

●概ね環境基準を達成しているが、PM2.5（微小粒子状物質）は達成していません

- ・ 平成 25 年度（2013 年度）の二酸化窒素濃度について環境基準の達成状況をみると、門真市役所、門真市南の両測定局とも、環境基準を達成しています。
- ・ 二酸化窒素濃度の年平均値は、図に示すように、長期的に低下傾向にあります。

※二酸化窒素の環境基準：1 時間値の 1 日平均値（日平均値の 98% 値）が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

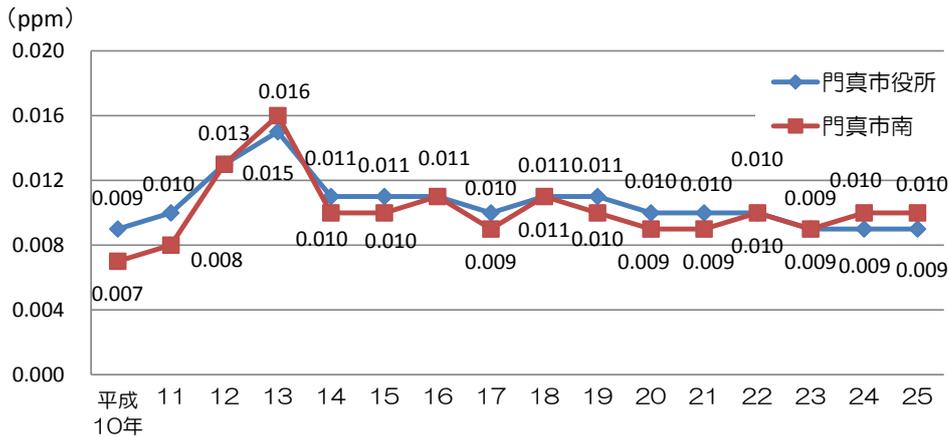


資料：大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）

- 平成 24 年度（2012 年度）の二酸化硫黄濃度について、環境基準の達成状況をみると、門真市役所、門真市南の両測定局とも、環境基準を達成しています。
- 二酸化硫黄濃度の年平均値は、図に示すように、平成 10 年(1998 年)から平成 13 年(2001 年)まで増加傾向にありましたが、その後は横ばい傾向にあります。

※二酸化硫黄の環境基準：1 時間値の 1 日平均値（日平均値の 98% 値）が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

二酸化硫黄濃度（日平均値の 98% 値）

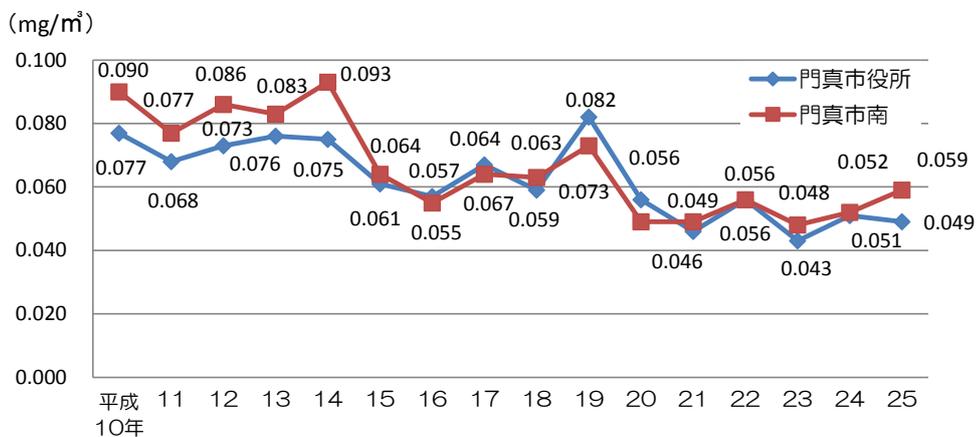


資料：大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）

- 平成 24 年度（2012 年度）の浮遊粒子状物質濃度について環境基準の達成状況をみると、門真市役所、門真市南の両測定局とも、環境基準を達成しています。
- 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、図に示すように、長期的に減少傾向にあります。

※浮遊粒子状物質の環境基準：1 時間値の 1 日平均値（日平均値の 2% 除外値）が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

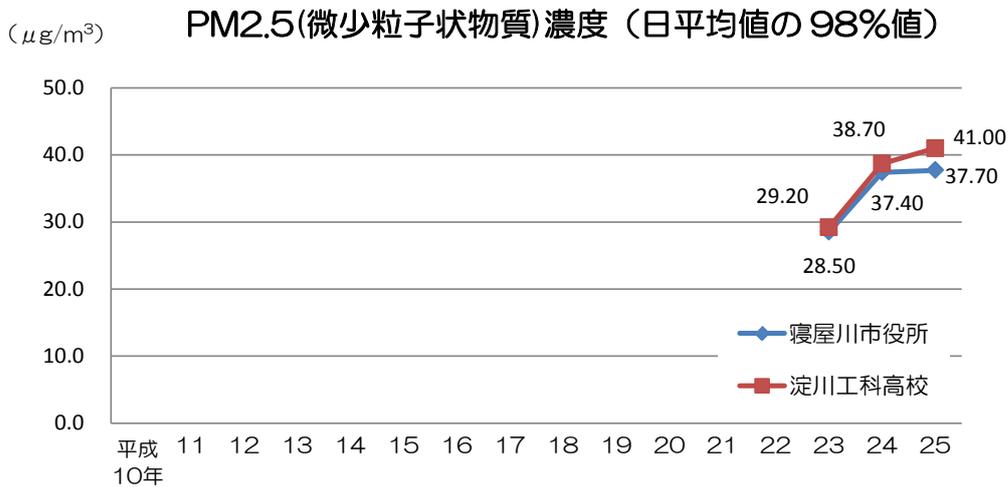
浮遊粒子状物質濃度（日平均値の 2% 除外値）



資料：大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）

- 平成 25 年度（2013 年度）の PM2.5（微小粒子状物質）濃度について環境基準の達成状況をみると、淀川工科高校、寝屋川市役所の両測定局とも、環境基準を達成していませんでした。
- PM2.5 は測定が始まって間もなく、長期的な傾向の把握には至っていません。

※微小粒子状物質の環境基準：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値（日平均値の 98% 値）が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。



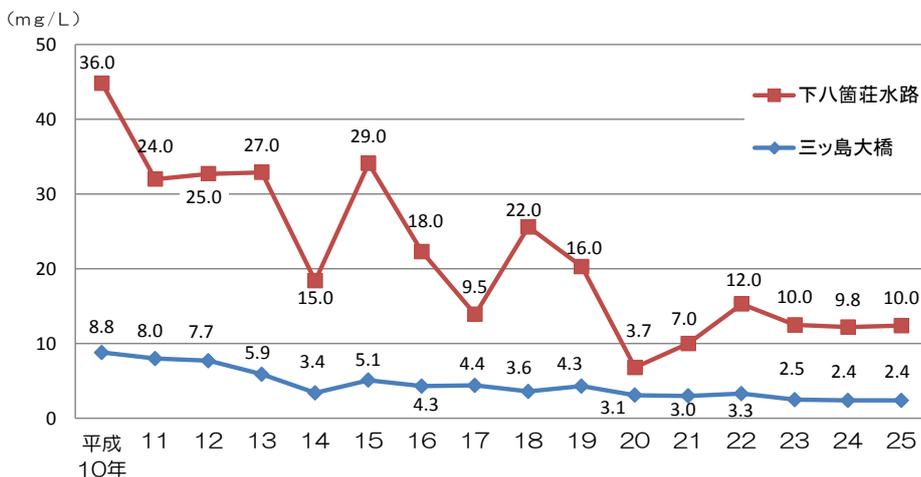
※PM2.5 の測定は、平成 23 年度以降の実施である。なお、23 年度の測定値は参考値扱いである。
資料：大気汚染常時測定局測定結果（大阪府）

2) 水質汚濁の概況

●水質汚濁についての環境基準を達成しています

- 門真市内では、寝屋川水系の古川の三ッ島大橋と、市内を流れる水路のうちの下八箇荘水路の 2カ所で水質測定をおこなっています。
- BOD（生物化学的酸素要求量）の年平均値の推移をみると、三ッ島大橋では、平成 11 年以降は環境基準（ $8\text{mg}/\text{L}$ ）以下を達成しています。一方、下八箇荘水路には環境基準が定められていませんが、長期的には、BOD が減少傾向にあります。

BOD（生物化学的酸素要求量）年間 75% 値



環境基準の達成状況（平成 25 年度）

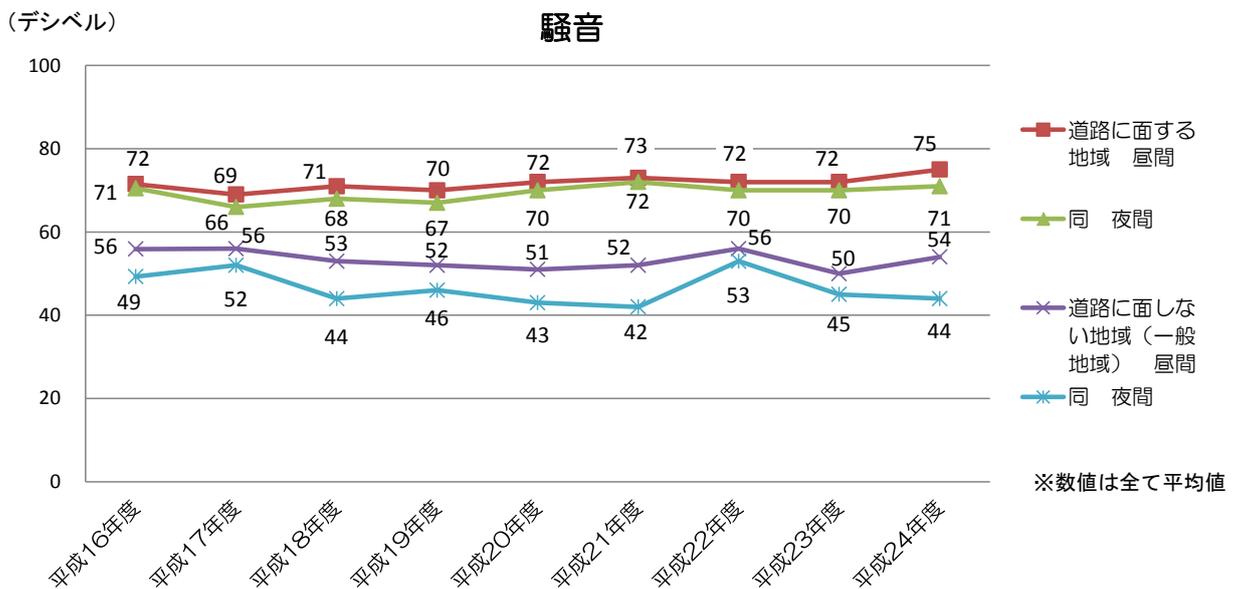
	環境基準の達成状況
下八箇荘水路	—
三ッ島大橋	達成

資料：門真市資料

3) 騒音・振動の概況

●騒音は環境基準の達成割合が40～70%、振動は規制基準を下回っています

- ・ 門真市内の騒音の推移を見ると、道路に面する地域、面しない地域とも、また、昼間・夜間とも、概ね横ばい傾向にあります。
- ・ また、騒音の測定箇所のうち、環境基準を達成している割合は、道路に面する地域が昼・夜間とも40%、道路に面しない地域（一般地域）が69%です。
- ・ 振動も、横ばいの傾向にあります。また、平成24年度（2012年度）は、全ての測定地点（4地点）で、振動の規制基準を下回っています。



資料：門真市統計書

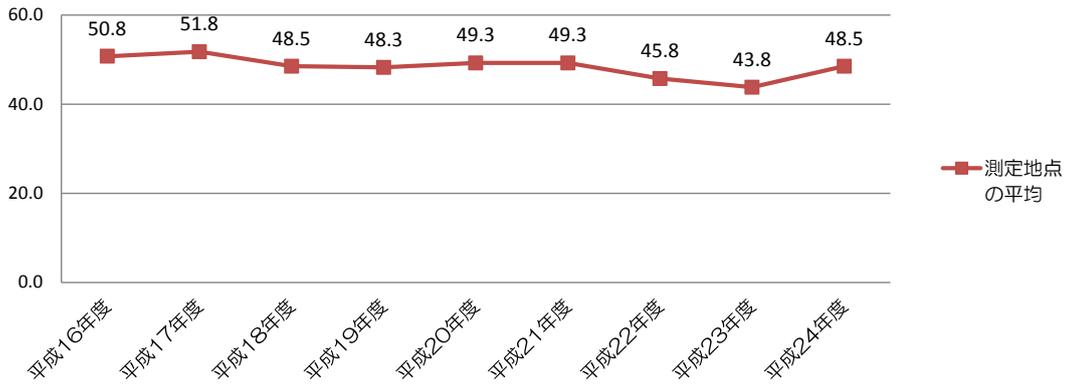
騒音の環境基準達成状況（平成24年度）

	環境基準を達成した測定箇所の割合		測定箇所数
	昼間	夜間	
道路に面する地域	40%	40%	5箇所
道路に面しない地域	69%	69%	16箇所

資料：平成24年度環境騒音モニタリング調査結果報告書（大阪府）より作成

振動

(振動レベルL10)



※振動の測定は昼間のみ実施。

資料：環境騒音モニタリング調査結果報告書（大阪府）、門真市資料より作成

振動の規制基準の達成状況（平成24年度）

	環境基準を達成した測定箇所の割合	測定箇所数
道路に面する地域	100%	4箇所

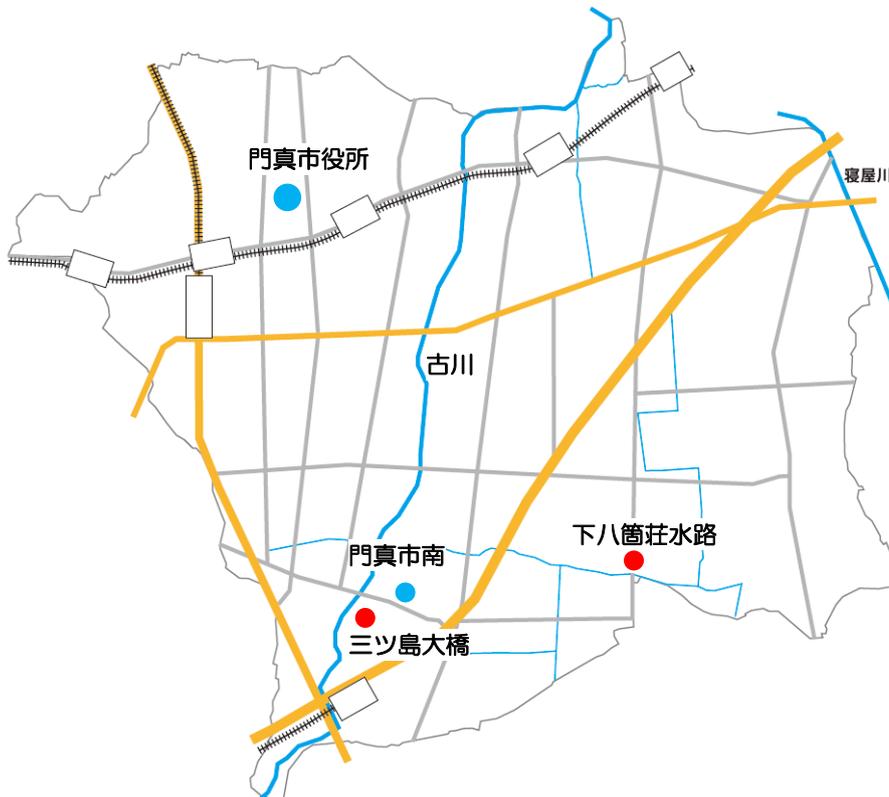
※昼間のみ測定

資料：平成24年度環境騒音モニタリング調査結果報告書（大阪府）より作成

<参考>門真市内及び周辺の大気汚染、水質汚濁の測定地点

大気汚染の監視 門真市役所(別館屋上)、門真市南

水質の測定 古川：三ツ島大橋、下八箇荘水路



4) 土壤汚染の概況

●**土壤中のダイオキシン濃度は環境基準を下回っています**

- ・ 門真市内では、市立公園で土壤中のダイオキシン類の測定を行っており、いずれの年も環境基準値を下回っています。

土壤中のダイオキシン

測定年度	(上段) 測定地点 (下段) 測定値 (pg-TEQ/g)			環境基準値 (pg-TEQ/g)
12	下三ツ島公園			1,000
	2.8			
13	松本公園			
	1.0			
14	四宮公園			
	6.1			
15	下馬伏南公園			
	3.0			
16	中町公園	北打越公園	門真東1号公園	
	30	0.015	0.031	
17	南野口町児童遊園	上島頭児童遊園	運動広場	
	12	11	0.089	
18	元町中央公園	上島町児童遊園	常称寺町児童遊園	
	0.81	11	11	
19	青山児童遊園	門真東4号公園	三ツ島公園	
	14	0.048	0.14	
20	茨田公園	弁天池公園	四宮公園	
	0.15	1.4	5.0	
21	一番柳田町北1号緑地	一番柳田町北1号公園	門真東1号公園	
	0.095	0.22	0.011	
22	月出町公園	門真南公園	門真東2号公園	
	8.9	0.15	1.3	
23	月出町中央公園	四宮1号公園	舟田町公園	
	0.31	0.014	5.2	
24	速見町公園	東打越公園	三ツ島公園緑地	
	1.7	6.9	3.4	
25	下三ツ島公園	弁天池公園	柳町公園	
	7.7	7.0	11	

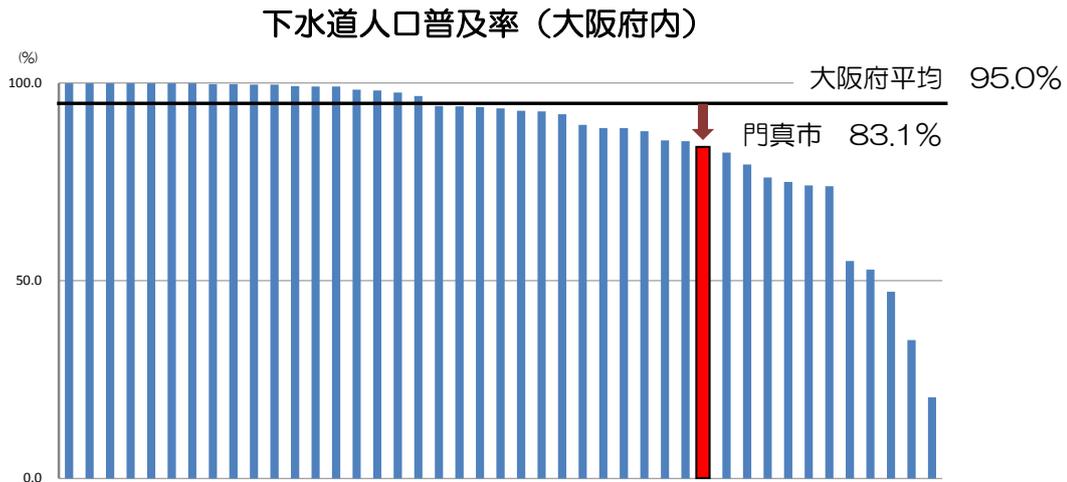
資料：門真市資料

5) 下水道整備状況

●本市の下水道人口普及率は大阪府平均を下回っています

- 下水道整備人口普及率は、平成 24 年（2012 年）3 月末の 82.0%、平成 25 年（2013 年）3 月末では 83.1%と、全国平均に比べると比較的高い値ですが、大阪府内の平均を下まわっています。

注）国土交通省の発表によると、平成 24 年（2012 年）3 月末の下水道整備人口普及率の全国平均は 76.3%

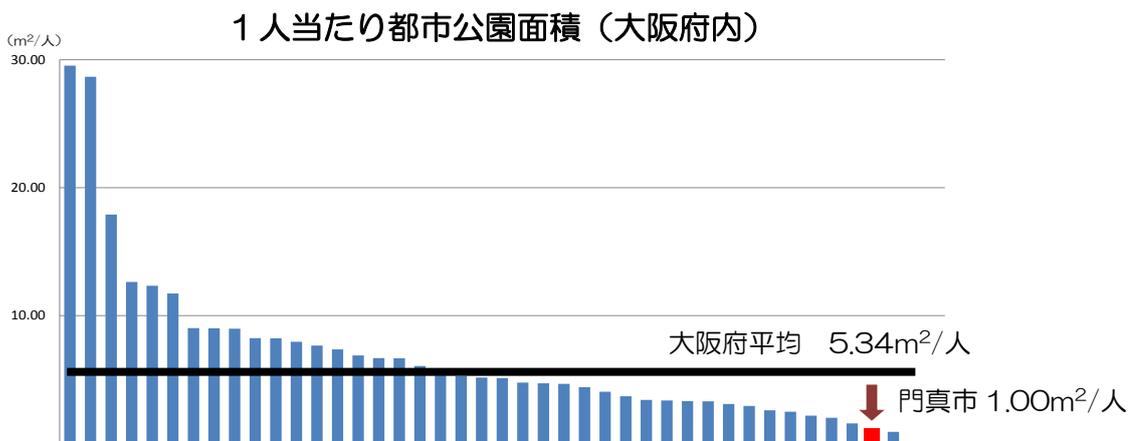


資料：大阪府都市整備部下水道室事業課（平成 25 年（2013 年）3 月末現在）

6) 都市公園

●1人当たりの都市公園面積は大阪府内で下位に位置します

- 平成 24 年（2012 年）3 月末現在の市民一人当たりの都市公園面積は 1.00m²/人と大阪府内では下位にあります。



資料：大阪府都市公園一覧表（大阪府都市整備部公園課）
（平成 24 年（2012 年）3 月末現在）

※都市公園面積：都市公園法第 2 条第 1 項の規定により設置された都市公園の面積です。従って、都市計画決定されていない都市公園を含む全体の数値です。

7) 生活環境の保全に向けた取組

●砂子水路の桜並木は大阪みどりの百選に選ばれ市民に親しまれています

- ・ 砂子水路は三ツ島東部を南北に縦断する水路です。500mある水路の両岸に約200本のソメイヨシノが植えられていて、春には市内で一番の桜の名所になります。その風景は「大阪みどりの百選」に選ばれています。



●緑の基本計画により緑の保全と創造に向けた取り組みを行っています

- ・ 平成14年(2002年)3月に策定した「門真市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全や緑化に努めるとともに、地域住民の憩いの場である公園環境を快適に保つため、遊具の点検及び公園内の除草を随時実施しています。

●水路整備全体計画により水辺の保全に向けた取り組みを行っています

- ・ 門真市のへ流入する水路は、旧淀川左岸用排水路で取水し各市を經由して寝屋川へ放流しています。また、原則として古川への放流、古川からの取水は制限されています。地形から水路勾配はほとんど取れていません。
- ・ 平成20年(2008年)3月に、市内の水路について有効な活用を図るための整備方針を定めるとともに、水路の分類及び位置付けを行い概ねの将来の利用形態を定めた「門真市水路整備全体計画」を策定し、この計画に基づき水路の整備に努めています。

＜参考＞門真市内の主な水路



大阪みどりの百選にも選ばれた砂子水路



【生活環境の保全に向けた課題】

- 大気汚染、水質汚染、騒音・振動については概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、環境監視体制の維持と新たな環境汚染に対応する体制構築が重要となります。
- 水路や寺社、都市公園など、市内の現有緑地の保全に努めるとともに、開発等における環境配慮や緑の保全・創造による良好な環境の確保が重要となります。
- 緑や水辺を保全・整備するとともに、快適で美しいまちづくりを推進するため、モラルやマナーを向上するための取り組みが必要です。

(4) 環境学習の展開

1) 協働による雨水を利用した打ち水

●打ち水 in KADOMA では雨水を利用した打ち水を協働で行っています

- ・平成26年(2014年)8月6日、「打ち水 in KADOMA」が門真市、古川橋南北地域活性化協議会、門真市文化協会との協働で行われました。打ち水の水はリサイクルプラザに貯水されている雨水を利用して行われました。



2) 雨水タンク設置

●幼稚園への雨水タンクの設置により水の大切さを学ぶ環境教育を行っています

- ・門真ロータリークラブと関西雨水市民の会、門真市教育委員会、大阪府環境保全課が連携して環境教育を行いました。平成21年(2009年)から22年(2010年)にかけて門真ロータリークラブが門真市立の全小学校と幼稚園へ雨水タンクを設置し、多くの子供たちが雨水を利用することができることとなりました。この雨水の有効利用を通じて水の大切さを学習する機会を提供しました。



3) 協働で取り組むまち美化

●門真市美化推進の日には、まち美化を協働で取り組んでいます

- ・ 門真市では、毎年9月18日を「門真市美化推進の日」と定め、駅前での清掃やまち美化の啓発活動を行っています。



4) 協働による美しい道路づくり

●美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業で、協働による美しい道路づくりに取り組んでいます

- ・ 地域と市が協働して、利用する地域住民に美しくさわやかな印象を与えることのできる道路をめざすとともに、美化活動を通じて、地域に愛される美しい道路づくりと環境美化の推進を図る取り組みです。
- ・ 平成15年(2003年)から開始し、平成24年(2012年)12月現在、7団体(自治会、地元企業・団体等)が参加しています。



5) 学校教育における環境学習

●教科を横断して環境学習に取り組んでいます

- ・ 小学校では、主に理科、社会、総合で環境教育を実施しています。平成 25 年度の各校の取組概要は以下の通りです。

○3 年生 理科：身の回りの生物の様子やその周辺の環境との関わり

○4 年生 社会、総合：身近な生活から出るごみとごみの行方

○5 年生 社会：自動車をもたらす環境への影響

○6 年生 社会、理科、総合：未来に活かす自然エネルギー

- ・ 中学校では、主に社会、理科、総合で環境教育を実施しています。平成 25 年度の各校の取組概要は以下の通りです。

○1 年生 社会、総合：ヨーロッパにおける環境問題と環境対策、など

○2 年生 総合：森林ボランティアをテーマとした里山体験、など

○3 年生 理科：主なエネルギー資源と発電方法、など

- ・ また、門真市内の全小学校 4 年生を対象として、クリーンセンターの施設見学が実施されています。また、施設見学の際に小学生用の教材として「わたしたちのくらしとごみ」を作成・配布を行っています。

- ・ その他にも、平成 17 年度（2005 年度）より、環境学習推進事業として、ごみ減量・リサイクルについてごみ処理施設などのビデオによる学習やリサイクル工房の実践体験を実施しています。



副読本「わたしたちのくらしとごみ」
(平成 26 年度 (2014 年度) 版)

【環境学習の展開に向けた課題】

- ・ 市・市民・事業者の協力のもと様々な取組が行われていますが、学校や事業者との更なる連携が重要となります。
- ・ 引き続き、多様な学習機会の提供を行うとともに、環境に関する情報の公開や提供、環境学習の担い手の育成や多様な主体の連携の場が重要となります。

第3章 望ましい環境像と目標

この章では、門真市総合計画や関連諸計画との関係に留意しつつ、本市の特性などを踏まえ、本市が目指す環境像及びそれを実現するための基本目標を示します。

1. 環境像

本計画は、次に掲げる環境像の実現を目指します。

門真市の目指す環境像

未来の子どもたちにつなぐ 美しいまち門真

次世代の子どもたちのために、門真の環境を美しく保つとともに、より良い環境を継承していくことをめざします。

※環境像は、本計画に先立って制定した門真市環境基本条例の考え方を踏まえ、市民ワークショップでの市民のみなさんの提案を参考に作成しました。

門真市環境基本条例 前文

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えるとともに、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

2. 環境像実現のための目標と環境指標

本計画は、環境像実現のための4つの目標と環境指標を掲げます。

目標は、持続可能な環境共生社会を形成し、快適で安心して暮らせる地域環境を将来の世代に引き継いでいくために「環境学習の推進」「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」を掲げます。

また、目標1の「環境学習の推進」については横断的に取り組む方針とし、目標2から目標4については環境指標を設定します。

図 目標と環境指標

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 目標1 環境学習の推進 みんなが良質な環境づくりに取り組み、 地域のちからを高める </p>	<p>目標2 低炭素社会の構築</p> <p>エネルギーを適正に利用した、 地球にやさしいまちをつくる</p>	<p>環境指標：</p> <p>市の事務事業に伴う 温室効果ガス排出量</p>
	<p>目標3 循環型社会の形成</p> <p>ものを大切にし、ごみ減量と資源化を支 えるまちをつくる</p>	<p>環境指標：</p> <p>一般廃棄物資源化率 一般廃棄物の排出量</p>
	<p>目標4 生活環境の保全</p> <p>良好な空気・水と緑を確保し、 良好な環境を感じるまちをつくる</p>	<p>環境指標：</p> <p>環境基準達成状況</p>

第4章 目標達成のために取り組むこと

第3章に掲げた「環境像」と「目標」の実現に向けて、「取組の方向性」と「施策」を次のように整理し、計画を推進します。

環境像	目標 (環境指標)	取組の方向性	施策
未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真	1 環境学習の推進 みんなが良好な環境づくりに取り組み、地域のちからを高める	学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進	環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大
		環境に関する情報の公開・提供	環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供
		環境保全活動等に関わるNPOや市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実	積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進
	2 低炭素社会の構築 エネルギーを適正に利用した、地球にやさしいまちをつくる (市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量)	密集市街地等での低炭素型まちづくりの推進	エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進
		省エネルギー行動の普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及	環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備
		環境と経済発展の両立を目指した、環境ビジネスの発展促進	環境関連産業の育成 環境経営への支援
	3 循環型社会の形成 ものを大切に、ごみ減量と資源化を支えるまちをつくる (一般廃棄物資源化率、一般廃棄物の排出量)	市民の3R行動をみんなで支える仕組みを確立	発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発 分別排出の更なる推進
		排出者責任の浸透と事業者の自主的なごみ減量の促進	事業所から排出されるごみの再資源化の促進
		循環型社会に資する一般廃棄物処理システム等の構築	一般廃棄物処理の効率化
	4 生活環境の保全 良好な空気・水と緑を確保し、良好な環境を感じるまちをつくる (環境基準達成状況)	環境監視体制の維持と、新たな環境汚染に対応する体制構築	健康に過ごせる生活環境の保全 その他有害化学物質や快適環境形成への対応
		水と緑の保全・創造による良好な環境の確保や開発等における環境配慮	地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進 緑の適正な配置と維持管理
快適で美しいまちづくりの推進		快適環境の保全とモラル・マナーの向上	

1 . 環境学習の推進

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。一方で、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市・市民・事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取り組みを進めていくことが求められています。

そのために、環境学習を通じて、環境保全を推進する人づくりを推進します。

● 目標

環境学習の推進

～みんなが良好な環境づくりに取り組み、地域のちからを高める～

● 取組の方向性

①学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境のために活動する市民・地域団体・事業者・市など様々な主体がつながりながら地域全体で取組を拡大していきます。

②環境に関する情報の公開・提供

- ・ 地域の環境について学ぶ機会を増やすとともに、学んだことを周りに伝えられるよう働きかけます。

③環境保全活動等に関わるNPOや市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実

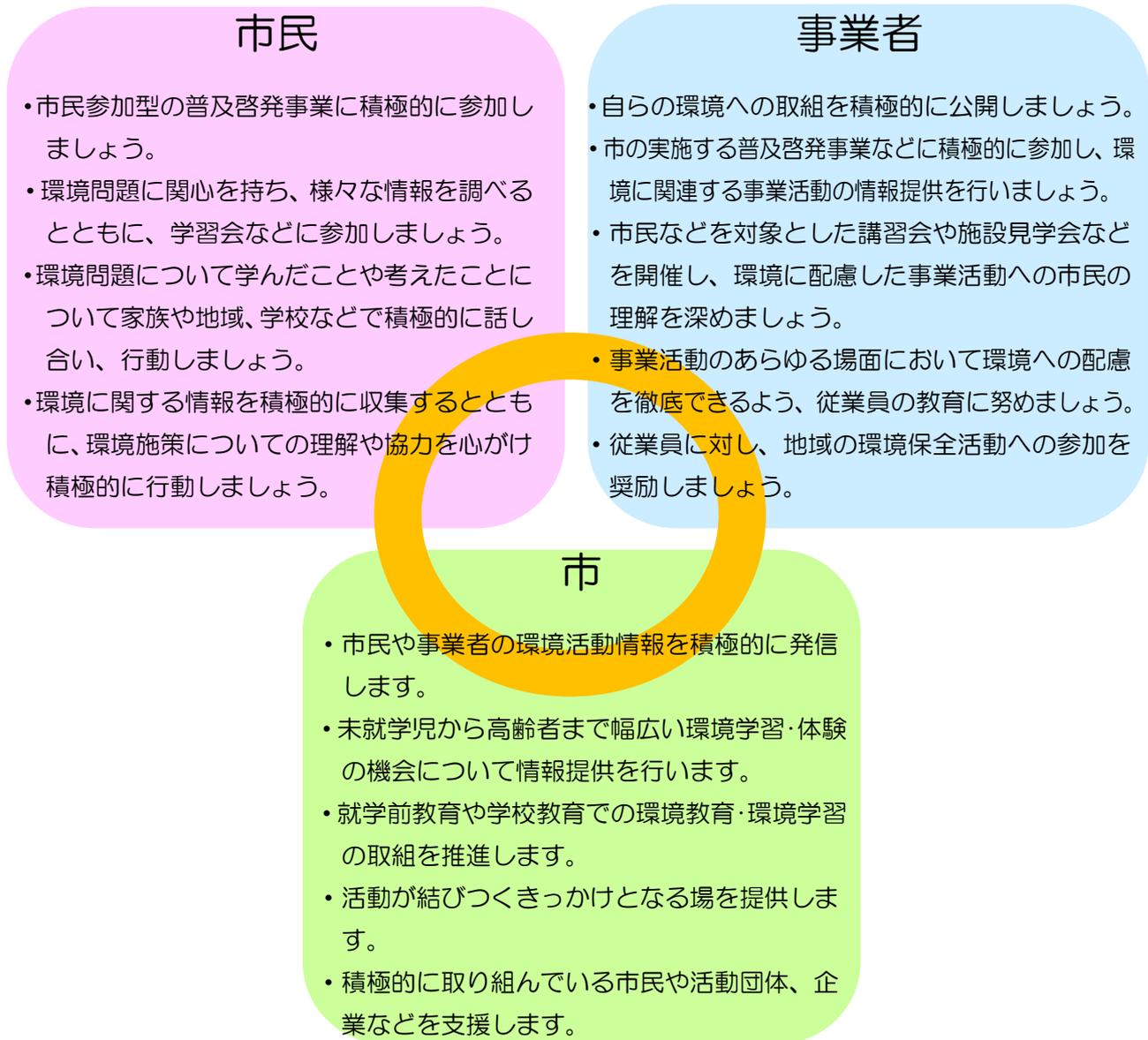
- ・ 地球温暖化の防止や循環型社会の構築など多様化する環境の取り組みについて、市民一人ひとりが取り組むために、地域の環境について体験する機会や環境について学ぶ場の提供を進めるとともに、ネットワークづくりに努めます。

● 施策

①学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進	
施策 ①-1	環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成
主な 内容	<p>環境意識の向上と行動の輪を拡大するために、市内の環境について学ぶ機会を増やすとともに、学んだことを周りへ伝えられるように働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への取り組みを積極的に公開します。 ・ 環境についての理解を深めるため、市民や事業者を対象とした学習会や情報提供などを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加型の勉強会などの取り組みを多様な主体と連携・協力しながら実施するとともに、市民が自ら地域の環境を学ぶ機会づくりに努めます。
施策 ①-2	市民、地域団体、事業者との連携による取組の拡大
主な 内容	<p>市民が身近な環境に関心を持ち、ライフスタイルや事業活動を見直すために機会づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境を意識したライフスタイルや事業活動を目指し、情報提供や意識啓発を行います。 ・ 市民、地域団体、事業者などが情報交換、交流を行える場の提供など、市民や事業者が身近な環境に関心を持ち、ライフスタイルを見直す機会づくりに努めます。
②環境に関する情報の公開・提供	
施策 ②	環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供
主な 内容	<p>本市の環境に関する情報を蓄積し、貴重な情報として環境教育・環境学習に活用していくために、情報の整備・提供に取り組みます。また、本市の環境に関する基礎データについては、適切で、わかりやすい情報としてまとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する取組の成果を広く発信し、広域での情報交換、連携を促します ・ 小中学校における環境教育や市民を対象とした環境学習の実施状況を確認し、地域団体・専門家等の派遣による環境教育・環境学習の充実を図ります。 ・ 学校教育以外にも未就学児から成人まで幅広い層に対し、環境について体験や学ぶ機会を提供します。

③環境保全活動等に関わるNPOや市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実	
施策 ③	積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進
主な 内容	<p>環境についての取組意欲を喚起します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の防止や循環型社会の構築など環境を意識した行動を促すための啓発に市民・事業者と協働で取り組みます。 各活動主体間などのネットワークづくりに努めます。 市内の学校や地域で取り組む美化やごみ減量、リサイクルなどの取組成果や、創意工夫した事例などを積極的にホームページなどで公表します。

●各主体の取組



2. 低炭素社会の構築

現在、私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されてきました。しかし一方で、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化や廃棄物の発生量の増加等が引き起こされ、地球規模の環境負荷の低減と適正な資源循環を確保することが必要となっています。また、東日本大震災以降、国はエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しを行っており、エネルギーに関する市民の関心も高まっています。

本市では、まちづくりとの連携を通じて省エネルギー・低炭素化を推進するとともに、大気・水質・土壌等への負荷が自然の物質循環を損なわない「適量生産・適量消費・最少廃棄型」の事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

また、環境負荷の低減とともに、持続的な経済の発展及び快適な暮らしを確保するため、環境と経済の調和を目指します。

● 目標

低炭素社会の構築

～エネルギーを適正に利用した、地球にやさしいまちをつくる～

● 取組の方向性

① 密集市街地等での低炭素型まちづくりの推進

- 再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりを進めます。

② 省エネルギー行動の普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及

- 省エネルギー行動や公共交通の活用などの普及啓発によりエネルギーの使用量を減らし、CO₂ 排出量の削減を進めます。

③ 環境と経済発展の両立を目指した、環境ビジネスの発展促進

- 産業界と市が連携し、環境負荷の低減を図りながら事業活動を行うとともに、環境の向上に資する製品・技術の開発やサービスの提供を促し、地域経済の活性化を図ります。

● 施策

①密集市街地等での低炭素型まちづくりの推進	
施策 ①-1	エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進
主な 内容	<p>エネルギーを創出・蓄積・融通ができるようなまちの形成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設や公共空間での再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー改修（空調や照明、断熱など）を積極的に進めるとともに、エネルギーについては各所で蓄積・融通ができるようなまちを目指します。 エネルギーの効率的な活用だけでなく、災害時などにおいても安定的にエネルギーが供給されるよう自立・分散型のエネルギーシステムの構築を検討していきます。 低炭素社会や新たなエネルギー社会の構築のため、環境に配慮したまちづくりを検討します。 事業者についても、立て替えや新規建築を行う場合は、環境に配慮したまちづくりについて考慮するように促します。
施策 ①-2	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進
主な 内容	<p>再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や府の制度の周知を行います。 本市の地域特性に応じた、環境負荷の少ないエネルギーの使用方法について調査・研究を行います。
②省エネルギー行動の普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及	
施策 ②-1	環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発
主な 内容	<p>温室効果ガスの削減につながる市民や事業者の自発的な行動を促すため、情報提供などを通して意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民への啓発によって地球温暖化問題への関心を喚起するとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践する助けとなる情報を提供します。事業者に対しては、省エネルギー対策に関する情報提供や省エネルギー機器の導入、エコ改修の情報を提供します。 環境に配慮した優れた取組を発掘し、広くPRすることで、市民や事業者の取組意欲の喚起を図ります。

施策 ②-2	自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備
主な 内容	<p>自動車は温室効果ガスの主な発生源の1つです。公共交通機関や自転車の利用、低公害車への買い替えなど、環境にやさしい交通手段への転換を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地形が平坦で公共交通網が整備されている本市の特性を活かし、公共交通機関や自転車の利用を促します。 • 公共交通機関の乗り継ぎの利便性の向上に取り組み、利用機会を増加させることで、自家用自動車利用からの転換を図ります。 • 歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の確保に努めます。 • 電気自動車などの低公害車について市民や事業者へ情報提供を進めます。
③環境と経済発展の両立を目指した、環境ビジネスの発展促進	
施策 ③-1	環境関連産業の育成
主な 内容	<p>本市の産業界が持つものづくりの優れた技術を活かしながら、時代のニーズに合った環境関連技術の開発や商用化・展開などを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境負荷を低減する製品の製造・サービスの提供だけでなく、環境負荷の低減に取り組む事業活動も含む環境関連産業について、先進事例を収集します。 • 環境関連ビジネスに取り組む企業に対して、各種セミナーや施策情報を提供するとともに、環境関連技術の開発や商用化の取り組みをサポートできる体制を整備します。
施策 ③-2	環境経営への支援
主な 内容	<p>環境に配慮した企業経営を推進するため、事業者の自主的な取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住宅と工場が共存できる環境づくりを図るため、防音壁等の設置や低騒音機器に更新する事業所に対して補助などの支援を行います。 • 事業者の積極的な環境保全・創出の取組やCSRによる地域貢献の取組などを通じた企業イメージの向上に資する情報発信に取り組みます。 • エコアクション21など事業者の環境関連の認証取得等への取組を支援します。

市民

- 節電など楽しみながら続けられるライフスタイルを採り入れましょう。
- 家電などについては省エネ型のものを選びましょう。
- 徒歩や自転車、バスや電車など環境にやさしい交通手段を利用しましょう。

事業者

- 再生可能エネルギーの導入や省エネ型機器の導入の実施、エコカーの活用、環境に配慮した製品の購入実施など、環境に配慮した事業活動を進めましょう。
- 建築物の新築や改修に際しては、環境に配慮した取り組みを行いましょう。
- 自らのエネルギー消費量の把握と削減に努めましょう。
- 自らの環境への取り組みを積極的に公開しましょう。

市

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用を検討します。
- 国・府などの動向を把握し、情報提供を行います。
- 環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や、行動を促す取組を行います。

3. 循環型社会の形成

人口減少や少子高齢化が進むなかで、また、「もったいない」という意識が広がるなかで、ごみの量も次第に減少していくことが考えられます。以前と比べて分別やリサイクルの意識が高まり、資源の再生も進んでいます。

今後も、継続的かつ積極的に、ごみの減量や再資源化に取り組む必要があります。

● 目標

循環型社会の形成

～ものを大切にし、ごみ減量と再資源化を支えるまちをつくる～

● 取組の方向性

①市民の3R行動をみんなで支える仕組みを確立

- ・ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を進める仕組みを確立し、ごみの発生抑制、再使用、再資源化を進めます。

②排出者責任の浸透と事業者の自主的なごみ減量の促進

- ・ 事業活動から排出されたごみの処理や再資源化の責任は排出者である事業者にあることを広報やセミナー等により浸透させます。また、ごみの自己管理意識を定着させ、自主的なごみ減量活動を促進させます。

③循環型社会に資する一般廃棄物処理システム等の構築

- ・ 一般廃棄物処理の効率化を進めるとともに、循環型社会に資する一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

● 施策

①市民の3R行動をみんなで支える仕組みを確立

<p>施策 ①-1</p>	<p>発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発</p>
<p>主な 内容</p>	<p>3R（発生抑制、再使用、再資源化）のうち、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に優先的に取り組む意識を定着させ、ごみの排出量を減らします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での環境教育や、地域での環境学習を教育委員会や地域団体などと連携することで充実させ、ごみを出さない生活意識の浸透を図ります。 ・消費者に使い捨て商品の使用を控えるよう呼びかけるとともに、事業者には簡易包装や量り売りなどの実施や再使用できる容器の利用などを促します。 ・フリーマーケットの実施など、市民が再使用に協力する情報の提供と利用促進を図ります。
<p>施策 ①-2</p>	<p>分別排出の更なる推進</p>
<p>主な 内容</p>	<p>近年、集団回収量や資源ごみ収集量は減少傾向にあります。これは、市が処理するごみの量がそもそも減少傾向にあることに加え、新聞用紙の軽量化やレジ袋など容器包装薄肉化などが理由ですが、今後も分別排出の徹底を促し、再資源化の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発や情報提供、また、分別排出に取り組むよう指導等を行うことにより、分別排出の更なる推進を図ります。
<p>②排出者責任の浸透と事業者の自主的なごみ減量の促進</p>	
<p>施策 ②</p>	<p>事業所から排出されるごみの再資源化の促進</p>
<p>主な 内容</p>	<p>事業所から排出され、市が処理するごみ（事業系一般廃棄物）の量は減少傾向にあるものの、さらなる減量や再資源化が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者への指導や情報提供を充実させることにより、排出者責任について周知徹底を図るとともに、ごみの発生抑制や再資源化を促します。 ・事業所から排出される古紙の資源化など、貴重な資源の再資源化を促し、循環への取組を支援していきます。 ・商工会議所等との連携を進め、事業所への情報提供や意識啓発、減量指導の充実を図ります。

③循環型社会に資する一般廃棄物処理システム等の構築

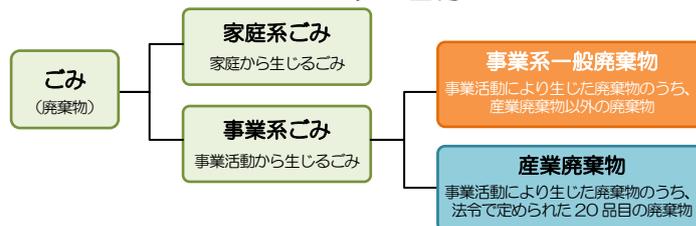
施策 ③	一般廃棄物処理の効率化
主な 内容	<p>一般廃棄物処理の効率化を進めるとともに、一般廃棄物処理による温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや適正処理に適した効率的な収集の実施や、効率的なエネルギー利用による施設の安定的な運用、処理の効率化を進めます。 ・限られた最終処分場を大切に、長期間にわたって使うため、埋立処分量の削減に努めます。 ・現在稼働中の一般廃棄物焼却施設については、適正な維持管理に努めるとともに、延命化を図ります。 ・不法投棄は犯罪であること、また分別排出ルールの変更の周知に努めます。 ・今後の下水道整備事業の進捗状況を踏まえて、適切なし尿処理体制の検討を行います。 ・ごみをステーションに持ち出すことが困難な市民を対象に、家屋からごみを持ち出す「さわやか訪問収集」など、市民ニーズに則った取組を進めます。

～ 一般廃棄物と産業廃棄物 ～

産業廃棄物とは、事業活動にともなって生じた、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、汚泥、廃油など、20種類の廃棄物のことです。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。また、廃棄物処理法で、一般廃棄物が産業廃棄物にかかわらず、事業者の責務として、事業者の出すごみは事業者自らの責任により処理しなければならないことが明記されています。

市町村には、一般廃棄物処理計画に従って、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・処理することが求められています。一方、産業廃棄物については、廃棄物処理法で「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」と事業者の処理の義務が定められています。

ごみの区分



市民

- フリーマーケットなどを活用し、再使用に努めましょう。
- 資源集団回収に積極的に参加しましょう。
- 分別収集に協力しましょう。
- 使い捨て商品の使用を控え、簡易包装や再利用できる容器の製品を積極的に使いましょう。

事業者

- 事業所などから出るごみの減量や資源化を積極的に進めましょう。
- 簡易包装や量り売り、再利用できる容器の利用に努めましょう。
- 不法投棄について事業者も日ごろから監視することにより、抑止に繋げましょう。

市

- ごみについての環境教育や環境学習を充実し、ごみ減量・再資源化についての意識啓発を進めます。
- 集団回収実施への支援を充実します。
- 一般廃棄物処理の効率化を進め、循環型社会に対応した一般廃棄物処理システムの構築等を検討します。
- 不法投棄は犯罪であることを市ホームページ等で更なる周知を図ります。
- 適切なし尿処理体制の検討を行います。

4. 生活環境の保全

本市の生活環境は概ね良好な状態を保っていますが、健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。

例えば、都市化の進展による生活騒音など、今後も市域における環境状態を監視する必要があります。そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

さらに、放射性物質等による環境汚染への対応など、新たに市民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した施策の検討を図っていく必要があります。

● 目標

生活環境の保全

～良好な空気・水と緑を確保し、良好な環境を感じるまちをつくる～

● 取組の方向性

①環境監視体制の維持と、新たな環境汚染に対応する体制構築

- ・ 大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。また、新たな公害の発生を未然に防ぐため、情報収集に努めます。

②水と緑の保全・創造による良好な環境の確保や開発等における環境配慮

- ・ 水路や河川の保全を進め、公園や民有地の緑化などで身近な緑を創造することにより、良好な生活環境を確保するとともに、開発の際には、環境配慮を行います。

③快適で美しいまちづくりの推進

- ・ 門真市美しいまちづくり条例に則り、市民 1 人ひとりが担い手となり、美しいまちづくりを推進します。

● 施策

①環境監視体制の維持と、新たな環境汚染に対応する体制構築

<p>施策 ①-1</p>	<p>健康に過ごせる生活環境の保全</p>
<p>主な内容</p>	<p>環境基準を達成している項目については、現在の監視体制を維持するとともに、さらに生活環境の保全を図ります。</p> <p><大気></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場や事業所での対策を進め、大気環境のさらなる改善を図ります。 ・低公害車の普及に努めるとともに、自動車から公共交通への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。 ・沿道環境保全のために、近隣自治体などと連携して道路管理者への働きかけを行います。 <p><水質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の削減や河川等での水質浄化の意識啓発に取り組みます。 ・生活排水の削減や水辺での美化活動、河川・運河での水質浄化に向けた実験などへの参加・協力が得られるよう、意識啓発に取り組みます。 ・公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い、水路等の水質保全を図ります。 ・市民や事業者が公共下水道接続に対し理解を深めるための活動と支援を行います。 <p><騒音・振動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通騒音・振動については、沿道環境の保全について、近隣自治体などと連携しながら国や道路管理者へ引き続き働きかけを行います。 ・工事現場や事業所からの騒音・振動については、事業者に対して、関係法令等に基づき規制・指導を行います。 <p><土壌></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染が判明したときは、大阪府と連携をとり、適正な対応を行っていきます。
<p>施策 ①-2</p>	<p>その他有害化学物質や快適環境形成への対応</p>
<p>主な内容</p>	<p>健康を脅かす放射性物質を含む有害化学物質に適切に対応し、快適な生活環境を守るための対応を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質の適正使用と管理を指導していきます。 ・放射性同位元素等を原因とする事故等の予防対策、応急対策及び事後対策は、他

	<p>の法令等によるべき旨のない範囲で、放射性同位元素取扱事業者等による必要な対策が講じられるよう、国等に働きかけてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空間中の放射性物質については、大阪府が行う定点モニタリングの数値を参考に市民への情報提供を行います。 • 市民の「安全・安心」を最優先とした取り組みを行うよう努めてまいります。
②水と緑の保全・創造による良好な環境の確保や開発等における環境配慮	
施策 ②-1	地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進
主な 内容	<p>市民や事業者が自らの工夫で取り組む緑化を支援するとともに、これを地域の魅力として発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 門真の特長である水路を活かした親水空間や緑づくりを進めます。 • 開発時における緑地の確保を促します。 • 工場緑化の推進など本市の特性を踏まえた良好な環境の確保について検討します。
施策 ②-2	緑の適正な配置と維持管理
主な 内容	<p>公園・緑地や水路については、本市における緑と水との拠点とし、貴重な憩いの空間として、「みどりの基本計画」や「門真市水路整備全体計画」に基づいて適正な配置と維持・管理に取り組みます。また、地域住民と協力しながら量から質への転換を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既存の公園・緑地においては、地域の緑の拠点として、生物多様性の観点を取り入れ、また地域住民と連携しながら適正な維持・管理を行います。 • 現状の水路を出来る限り活用し、憩いと安らぎの空間を拡大します。
③快適で美しいまちづくりの推進	
施策 ③	快適環境の保全とモラル・マナーの向上
主な 内容	<ul style="list-style-type: none"> • 環境学習、広報活動を通じて市民1人ひとりが快適な生活環境を維持、向上するような意識化、動機づけを図ります。 • 美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業をさらに進めます。 • 公園を快適で良好な状態に保つよう公民協働で公園美化を促進します。 • 危険家屋等建物所有者に対し、適切な維持管理を求めます。 • 地域住民や自治会が親水空間を利活用し、協働による清掃美化活動を推進します。

市民

- 身近な水辺の保全や緑化など、水と緑の保全・創出・育成に積極的に取り組みましょう。
- 公共の場所などの清掃活動を行う環境美化活動に、積極的に取り組みましょう。
- 積極的にまちづくりへ参画しましょう。
- 危険家屋等建物所有者である場合は、改善措置をおこなひましょう。

事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境改善に取り組みましょう。
- 事業所の敷地内では、周辺住環境に配慮した健全な市街地の形成に取り組みましょう。また、住民や学校などと協力し、生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努めましょう。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に情報公開し、市民や地域、行政との信頼関係を築きましょう。

市

- 大気、水質、騒音等の測定・監視体制を維持します。
- 市民・事業者と協力し、環境の改善に関する情報を積極的に発信します。
- 市民、事業者と連携して民有地の緑化や生活環境の改善に努めます。
- 公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行います。
- 安全・安心・快適に利用できるよう、協働で常に水路や公園を快適で良好な状態に保ちます。

第5章 重点的に取り組むべき施策 リーディングプロジェクト

本計画が目指す環境像（基本理念）の実現のためには、広範囲な分野にわたる取り組みを総合的に推進するとともに、重要性や効果、社会情勢などを考慮した取り組みが必要です。

このため、計画全体を牽引（リード）するものとして、特に重点的に取り組んでいく具体的行動をリーディングプロジェクトと位置づけます。

1. まちづくりと連携した低炭素社会の構築

●取組方針

- ・省エネルギーの実践を行うとともに、事業活動の低炭素化を推進します。
- ・再生可能エネルギーについても、適宜、地域資源活用の観点から導入に向けた検討を行います。

●取組内容

- ・公共施設の新築、改修等や公共空間において再生可能エネルギー設備の導入や耐震性等を考慮しながら低炭素建築物（空調や照明、断熱など）の導入を進めます。
- ・エネルギーの効率的な活用に加え、災害時などにおいても安定的にエネルギーが供給されるよう自立・分散型のエネルギーシステムの構築を進めます。
- ・関連する市の事業を進める中においてもスマートコミュニティの導入の可能性について検討を行います。
- ・市民や事業者も身近なところから、省エネルギーや省CO₂に取り組めます。

～スマートコミュニティ～

地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、また、エネルギーの消費を最小限に抑えていく。そのために、家庭やビル、交通システムをネットワークでつなげることにより、環境への配慮と快適な生活の両立をはかる。

2. 環境保全を推進する人づくり（環境教育・環境学習の推進）

●取組方針

- 環境意識の向上と行動の輪を広げます。
- 市・市民・事業者との協働によって、市内の環境について学ぶ機会を増やします。
- 環境教育・環境学習を推進するために市・市民・事業者のネットワーク化を図ります。

●取組内容

- 環境教育・環境学習を推進するために様々な主体間でのネットワーク化を図り情報の共有化などを行います。
- 環境学習に関連する取組を行っている市民活動団体や事業者を出前講座に派遣する仕組みの構築など、市民主役の環境教育・環境学習を進めます。
- 環境について楽しく学び、主体的に取り組むことができる多様で特色のある環境教育・環境学習を進めます。

～ 出前講座 ～

環境問題や市政、市民生活に関する身近なテーマについて、情報提供や公民協働による課題解決の取組推進を目的として、市の職員や外部の講師などが、皆さんの地域に出向いて説明などするもの。

3. 3R活動の盛んなまちづくりの推進

●取組方針

- ごみに関する情報提供や、ごみ減量、再資源化の仕組みづくりを進め、ごみ処理に係る環境への負荷削減を目指します。
- 3R活動の取組についてはその充実を進めるとともに、これまで再資源化の取組が進んでいない中小規模の事業所を重点的に支援する取組を検討します。

●取組内容

- 集団回収の活性化、店頭回収実施店舗の拡大など、市民や事業者と連携したごみ減量、再資源化の取組を推進します。
- 事業者に対しては、事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理する責任があることを指導するとともに、適正搬入のチェック、近隣市と比較した処理料金の適正化など、適正処理を定着するための取組を進めます。
- 自ら資源化に取り組むことが難しい小規模事業者を対象に、ごみ減量や再資源化に向けた支援を進めます。

4. 水や緑を感じるまちづくりの推進

●取組方針

- 現状の水路や緑地を活かすとともに、市・市民・事業者が協力・連携して水や緑を身近に感じる事が出来る場所を増やします。
- 水と緑が際立つ美しいまちづくりを進めます。

●取組内容

- 門真の特長である水路を活かした親水空間や緑づくりを門真市水路整備全体計画やみどりの基本計画に基づいて推進します。
- 市、市民、事業者が協働して水辺や緑地の清掃美化活動を行うことにより、水と緑を感じるまちづくりを進めます。
- 新たな緑地の確保に向けて多様な事業が連携し、水と緑を感じるまちづくりを進めます。

第6章 計画の着実な推進に向けて

(1) 推進体制

1) 庁内体制

- ・ 本計画に関係する部署全体で、計画の進捗管理を行います。

2) 環境審議会

- ・ 「門真市環境審議会」は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議するために設置されており、学識経験者や行政職員、市民・事業者の代表で構成されています。
- ・ 「門真市環境審議会」は、計画の進捗状況や課題について、助言を行います。

3) 市・市民・事業者の協力

- ・ 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまちを実現するため、地域会議への活動支援などを通じて、市民や事業者との積極的な連携を図ります。
- ・ 既存の活動団体等との連携により計画を着実に推進します。

4) 広域的な連携体制

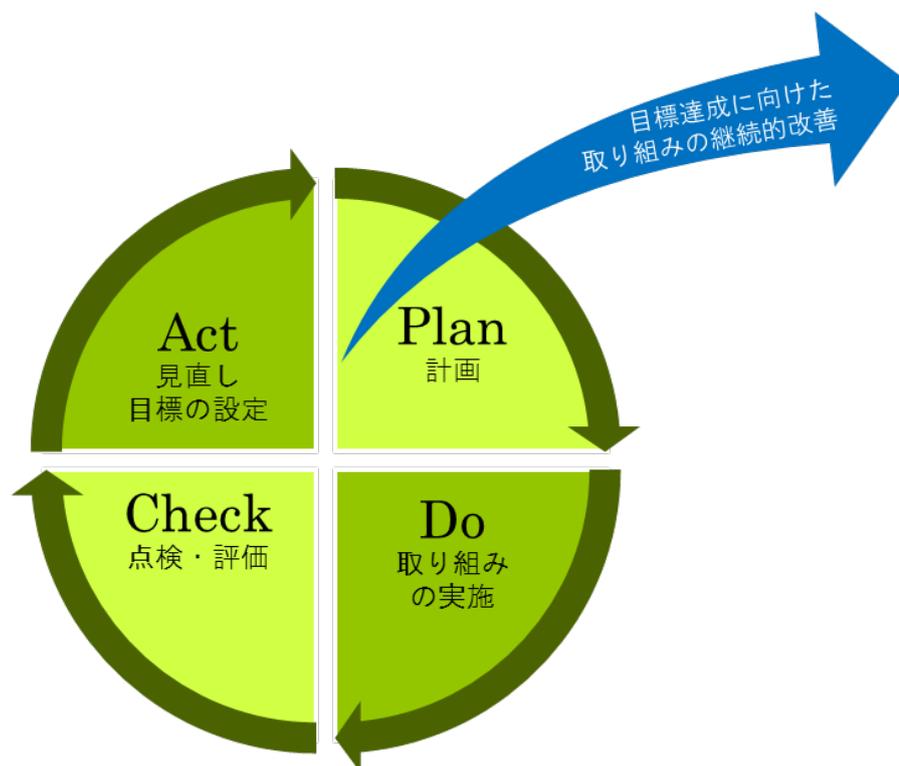
- ・ 市域を越えた広域的な課題については、環境団体、周辺自治体、府や国などと協力しながら取り組んでいきます。

(2) 指標・取組状況の把握

- ・ 目標の達成度合いを確認していくうえで、環境指標を定め、取り組み状況を把握していきます。また、今後、進行管理に適切な指標の設定について検討していきます。
- ・ 指標については、すでに策定されている個別計画などと整合性を取りながら定めるとともに、個別計画の改定や国の方針の変更などが生じた場合は対応していくものとしていきます。

(3) 計画の進行管理（PDCA）

- 計画の推進にあたっては、指標や取組状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげていきます。
- PDCAサイクル（Plan（計画） - Do（実施） - Check（点検・評価） - Act（見直し））による進行管理を行うとともに、環境マネジメントシステムを活用しながら、目標達成に向けた継続的改善を図ります。



1) 進行管理と公表

- 各施策については、取組内容や事務事業評価における指標などを利用し、取組状況を把握・評価、進捗管理を行います。
- PDCAサイクルを回すことにより、次年度以降の活動へ活かしていくように努めます。
- 指標や取組状況については、市広報紙、ホームページ等を通じて環境に関するデータや取組状況について公表・周知を図ります。

2) 計画の見直し

- 取組の進捗状況を把握し、中間年次（平成31年度（2019年度）を予定）で取組の点検・評価を行った上で、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

資料編

1. 策定経過
2. 門真市環境基本条例
3. 門真市環境審議会規則
4. 門真市環境審議会委員名簿
5. 門真市環境審議会諮問・答申
6. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ設置要綱
7. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ参加者名簿
8. 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

1. 策定経過

会議名	日程	内 容
第1回庁内検討委員会	平成25年 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・門真市環境基本計画策定の考え方について ・スケジュールについて
平成25年度 第1回門真市環境審議会	平成26年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・役員選出 ・審議会の公開について ・計画策定の考え方について ・スケジュールについて
第1回庁内ワーキング	平成26年 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨説明 ・今後のスケジュールについて ・環境基本計画について ・関係項目の確認について
第1回 市民ワークショップ	平成26年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画について ・リーダー、サブリーダーの選出 ・門真市における循環型社会形成のための取り組み事業について ・ワークショップ「循環型社会の形成」について
第2回 市民ワークショップ	平成26年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市における環境学習の推進のための取り組み事業について ・門真市における環境学習 ・ワークショップ「環境学習の推進」について
第3回 市民ワークショップ	平成26年 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市における低炭素社会の構築のための取り組み事業について ・門真市の企業における取り組み ・ワークショップ「低炭素社会の構築」について
平成26年度 第1回門真市環境審議会	平成26年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 ・門真市の環境の状況について ・その他

会議名	日程	内 容
第2回庁内ワーキング	平成26年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 ・今後のスケジュールについて ・門真市環境基本計画(骨子案)について ・確認・依頼事項について
第4回 市民ワークショップ	平成26年 6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市における生活環境の保全のための取り組み事業について ・ワークショップ「生活環境の保全」について ・参加者からの提案「門真市の望ましい環境像について」
第3回庁内ワーキング	平成26年 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 ・門真市環境基本計画(骨子案)について ・スケジュールについて
第2回庁内検討委員会	平成26年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・経過報告 ・門真市環境基本計画(原案)について ・スケジュールについて
第3回庁内検討委員会	平成26年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の質問に対する回答について ・門真市環境基本計画(原案)について ・スケジュールについて
平成26年度 第2回門真市環境審議会	平成26年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・門真市環境基本計画(案)について ・スケジュールについて
平成26年度 第3回門真市環境審議会	平成26年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市環境基本計画(案)について ・スケジュールについて
平成26年度 第4回門真市環境審議会	平成26年 11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について ・スケジュールについて
第4回庁内検討委員会	平成26年 11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 ・門真市環境審議会からの答申について ・門真市環境基本計画(案)について ・スケジュールについて
パブリックコメント	平成27年 1月5日 ～30日	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市環境基本計画(案)について

2. 門真市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本施策（第7条）

第3章 総合的かつ計画的推進（第8条—第15条）

附則

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えるとともに、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化等の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下並びに悪臭に よって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、循環型社会を構築し、大気、水、土壌その他の環境を良好に保ち、持続可能な社会を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるまちの実現を目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、自主的かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

第2章 基本施策

(基本施策)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等により環境への負荷の低減を促進すること。
- (2) 住みよい安全で快適な美しいまちを実現するために生活環境の保全及び環境の美化を行うこと。
- (3) 市民の安全を確保するために公害の防止及び公害に係る対策を行うこと。
- (4) 自然と豊かにふれあい、共生できる環境を保全及び創造し、それを継承すること。
- (5) 健全な経済の発展が図られ、環境と事業活動等との調和に配慮しつつ、市の発展が持続されること。
- (6) 資源を維持しつつ活用するため、多様な主体による取組を促進すること。

第3章 総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第14条に規定する門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、市の環境の状況並びに環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(公共施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等)

第13条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれに資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者等が自発的に行う環境に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境に関する必要な情報を市民、事業者等に適切に提供するように努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3. 門真市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第14条第4項の規定に基づき、門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境政策課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

4. 門真市環境審議会委員名簿

区分	氏名	備考
1号 (学識経験者)	◎浦邊 真郎	福岡大学大学院工学研究科客員教授
	○三輪 信哉	大阪学院大学国際学部教授
	福岡 雅子	大阪工業大学工学部環境工学科准教授
2号 (関係行政機関)	倉持 隆	大阪府守口保健所衛生課長
	平野 浩	大阪府枚方土木事務所維持管理課長 ※平成26年8月28日から
	福島 健二	大阪府枚方土木事務所維持管理課長 ※平成26年8月27日まで
3号 (市長が必要と認める者)	東野 信之	門真市自治連合会・脇田校区連合会長
	乾 明雄	門真市PTA協議会・会長
	岩田 清恵	門真市消費生活研究会・会長代理
	大西 康弘	守口門真商工会議所・大峰化学㈱代表取締役
	長崎 達夫	パナソニック㈱ モノづくり本部 環境・品質センター 環境経営推進グループ・グループマネージャー ※平成26年4月1日から
	立上 和男	パナソニック㈱ モノづくり本部 環境・品質センター 環境経営推進グループ・グループマネージャー ※平成26年3月31日まで
	奥田 尠	公募市民
	金生 則夫	公募市民

◎委員長 ○副委員長

5. 門真市環境審議会諮問・答申



写

門市環 第346号
平成26年9月3日

門真市環境審議会会長
浦邊 真郎 様

門真市長 園部 一成



門真市環境基本計画（案）について（諮問）

門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第8条第3項及び第14条の規定により、門真市環境基本計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

写

平成 26 年 11 月/2日

門真市長 園部 一成 様

門真市環境審議会

会長

浦邊真郎

門真市環境基本計画（案）について（答申）

平成 26 年 9 月 3 日付、門市環第 346 号で諮問のあった門真市環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

意見書

今回の計画において、門真市の環境を維持・発展させていくということとしたことは、過去の経緯をふまえて現状の門真市の環境が一定レベルに保たれているという認識の基、今後の門真市の新たなまちづくりを行う計画であることから、評価します。

しかし、環境の保全と創造は、次世代にもわたり継続的に取り組む必要がある重要な問題であることから、市民・事業者と連携し、積極的に取り組まれない。

については、別添のとおり「門真市環境基本計画（審議会案）」をお示しするとともに、次項について要望します。

- 1 門真市の将来を見据え、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、旧来の環境の範囲にとらわれず、新たな環境問題の動向にも留意すること。
- 2 地域会議などの場を活用し、市民と行政の対話を進めるとともに、市民が自らの地域の環境課題等を把握・解決しようとする取り組みを支援するなど、協働により、より良い環境づくりを進めること。
- 3 リーディングプロジェクトについては、具体的に施策推進体制の構築を図る等、実現に向けた取り組みに早期に着手すること。
- 4 自転車利用に適した地勢、身近にある水路など、門真市の環境の地域特性を活かした取り組みを推進すること。
- 5 市民・事業者等の各主体における「担い手」（行動できる人）づくりを行うとともに、市民にとって分かりやすい取り組み状況の把握・評価に努めるなど、協働に配慮し、PDCAサイクルによる的確な進行管理と継続的改善に努めること。

6. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第8条の規定に基づく環境基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する情報収集を推進するために、門真市環境基本計画策定市民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画原案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画原案の策定に関すること。

(組織)

第3条 ワークショップの参加者は、15人以内で組織する。

2 参加者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 門真市内に在住又は在勤する18歳以上の者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 参加者の任期は、委嘱の日から計画原案を門真市環境基本計画庁内検討委員会に報告する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 ワークショップに、リーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、参加者の互選により定める。
- 3 リーダーは、会務を総理し、ワークショップを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 参加者は、ワークショップで知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 ワークショップは、計画原案を門真市環境基本計画庁内検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ワークショップの庶務は、環境事業部環境政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

7. 門真市環境基本計画策定市民ワークショップ参加者名簿

氏名
リーダー 網谷 朝代
サブリーダー 岡田 満枝
岡本 和利
川村 勝子
小谷 輝夫
船戸 正子
古川 加代子
松崎 淳子
八木 恵美子
山本 和子

8. 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市環境基本条例(平成25年門真市条例第28号)第8条の規定に基づき策定する環境基本計画(以下「計画」という。)の原案について検討するため、門真市環境基本計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の原案をもとに計画の素案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の素案の検討のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。

- 2 委員長は市民生活部を担当する副市長とし、副委員長は市民生活部長とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

総合政策部長、総務部長、まちづくり部長、上下水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局こども未来部長

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて、学識経験者その他の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の原案の検討を効果的に行うため、委員会に門真市環境基本計画庁内ワーキンググループを置くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、計画の素案を作成したときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

門真市環境基本計画

平成 27 年（2015 年）3 月発行

発行 門真市

編集 門真市市民生活部環境政策課

門真市深田町 19-5

電 話 （06）6909-4129

E-mail kan02@city.kadoma.osaka.jp